



職員の給与等に関する報告及び勧告

平成30年10月

佐賀県人事委員会

人委第781号
平成30年10月10日

佐賀県議会議長 石倉秀郷様

佐賀県知事 山口祥義様

佐賀県人事委員会

委員長 中野哲太郎

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

別紙第1 報告	1
第1 給与について	1
1 職員の給与等	1
2 民間給与の状況	2
3 職員の給与と民間給与との比較	4
4 職員と国家公務員との比較	5
5 物価及び生計費	5
6 人事院の報告及び勧告	6
7 教育職員の給与	6
8 むすび	7
(1) 本年の職員の給与	7
(2) 給与勧告実施の要請	9
第2 公務運営について	10
1 多彩で優秀な人材の確保・育成	10
2 能力・実績に基づく人事評価制度の活用	13
3 働き方改革と勤務環境の整備	14
4 高齢層職員の能力及び経験の活用	21
5 服務規律の確保	22
(参考)	
1 人事院の報告及び勧告等の概要	23
2 平成29年地方公務員給与実態調査結果の概要	29
別紙第2 勧告	31

別紙第 1

報 告

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）、佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）又は一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第3号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与等の実態を把握するとともに、生計費、国家公務員及び他の地方公共団体職員の給与、県内民間事業所における従業員の給与等、職員の給与決定のための必要な諸条件並びに職員の勤務条件等について調査研究を行ってきたので、その概要を次のとおり報告する。

第 1 給与について

1 職員の給与等

(1) 職員数・職員構成等

職員（臨時的任用職員、再任用職員、任期付職員及び任期付研究員を除く。以下1・2・3において同じ。）の本年4月1日における在職者は、12,332人である。これら職員の平均年齢は43歳4月、男女別構成は男60.8%、女39.2%、学歴別構成は大学卒82.0%、短大卒5.6%、高校卒12.4%となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用を受ける職員の状況は、次表のとおりである（報告資料第1表・第2表参照）。

行政職給料表適用職員の状況

項目		年月	
		平成30年4月	平成29年4月
職員数		3,416人	3,356人
平均年齢		42歳8月	42歳11月
平均経験年数		20年6月	20年10月
学歴別 構成比	大学卒	73.2 %	72.5 %
	短大卒	3.6 %	3.9 %
	高校卒	23.2 %	23.6 %
	中学卒	-	-
男女別 構成比	男	71.3 %	71.9 %
	女	28.7 %	28.1 %

（注） 学歴は、給与決定上の基準学歴区分による。

(2) 給与

職員は、本年4月において、それぞれその従事する職務の種類に応じ、行政職、研究職、医療職（一）、医療職（二）、医療職（三）、高等学校等教育職、中学校・小学校教育職及び公安職の8種類の給料表のいずれかの適用を受けているが、これら全職員の平均給与月額、給料月額348,364円、給料の調整額1,432円、教職調整額7,196円、扶養手当10,315円、地域手当239円、住居手当5,419円、管理職手当5,555円、左記以外の手当5,027円、計383,547円となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用を受ける職員の状況は、次表のとおりである（報告資料第3表・第4表参照）。

なお、人材確保に与える影響が大きい初任給については、行政職の場合、採用試験の区分ごとに、大学卒業程度が179,800円、短期大学卒業程度が160,100円、高等学校卒業程度が147,100円となっている。

行政職給料表適用職員の状況

項目 \ 年月	平成30年4月	平成29年4月
給料月額	330,310 円	333,466 円
給料の調整額	705 円	775 円
扶養手当	11,035 円	11,007 円
地域手当	590 円	585 円
住居手当	5,857 円	5,560 円
管理職手当	8,040 円	8,201 円
上記以外の手当	1,377 円	1,462 円
計	357,914 円	361,056 円

2 民間給与の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との比較を行うため、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内民間事業所391事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した163事業所を対象に、人事院と共同で「平成30年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する者4,934人（昨年4,958人）について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査した。同時に、各民間企業における給与改定の状況等についても調査した（報告資料第17表～第25表参照）。

また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績について調査した。

なお、職種別民間給与実態調査の調査完了率は、調査に対する民間事業所の理解・協力をいただき、本年も89.0%（145事業所）と高いものとなっている。

(2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

（初任給の状況）

新規学卒者（事務員・技術者）の採用を行った事業所は、大学卒で18.6%（昨年16.7%）、高校卒で23.4%（同17.4%）となっている。そのうち大学卒では、22.3%（昨年28.8%）の事業所で初任給を増額、77.7%（同67.3%）の事業所で初任給を据え置き、高校卒では、30.7%（同45.3%）の事業所で初任給を増額、69.3%（同54.7%）の事業所で初任給を据え置いている。

なお、新規学卒者（事務員・技術者）の初任給の平均額は、大学卒で193,988円（昨年193,286円）、高校卒で152,496円（同154,143円）となっている（報告資料第18表・第21表参照）。

（給与改定の状況）

民間事業所においては次表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は30.8%（昨年32.0%）と昨年に比べて減少した一方、ベースアップを中止した事業所の割合は3.5%（同14.2%）と昨年に比べて減少した。なお、ベースダウンを実施した事業所は昨年に引き続きなかった。

民間における給与改定の状況

（単位：％）

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン実施	ベースアップ の慣行なし
係員	30.8 (32.0)	3.5 (14.2)	- (-)	65.6 (53.8)
課長級	23.4 (28.0)	4.4 (16.2)	- (-)	72.2 (55.9)

（注）1 ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 ()内は平成29年調査での数値である。

また、次表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は86.4%となっており、昨年（85.9%）に比べ増加している。昇給額については、昨年に比べ増額した事業所の割合は23.7%（昨年22.2%）、減額した事業所の割合は5.9%（同6.2%）となっている。

民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
			増 額	減 額	変化なし			
係 員		86.4 (88.5)	86.4 (85.9)	23.7 (22.2)	5.9 (6.2)	56.8 (57.5)	- (2.6)	13.6 (11.5)
課 長 級		79.1 (75.0)	79.1 (72.5)	21.5 (19.2)	4.5 (2.3)	53.1 (51.0)	- (2.4)	20.9 (25.0)

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 定期昇給実施の内訳である「増額」、「減額」、「変化なし」とは、昨年実績に比べての変化を示すものである。

3 ()内は平成29年調査での数値である。

3 職員の給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本年の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する職種(事務・技術関係)の職務に従事する者について、単純な給与の平均値によるのではなく、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢の条件を同じくすると認められる者同士の本年4月分の諸手当を含む給与額を対比させるラスパイレス方式により、精密に比較を行った。

その結果、次表に示すとおり、職員の給与が民間給与を1人当たり平均416円(0.12%)下回っている。

民間事業従事者と職員(行政職)との給与比較

民間給与(A)	職員給与(B)	較差 (A)-(B) (円) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right] (\%)$
359,655 円	359,239 円	416 円 (0.12%)

(注) 本年度の新規採用者及び教育職員から転任した指導主事等は除外した。

職員給与(B)の内訳等は、報告資料第5表参照。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支給された賞与等の特別給は、次表に示すとおり、所定内給与月額との4.45月分に相当している。

民間における特別給の支給状況

平均所定内給与	下半期（A1）	306,473円
	上半期（A2）	307,381円
特別給の支給額	下半期（B1）	692,974円
	上半期（B2）	672,193円
特別給の支給割合	下半期（B1/A1）	2.26月分
	上半期（B2/A2）	2.19月分
	年間計	4.45月分

（注） 下半期とは平成29年8月から平成30年1月まで、上半期とは平成30年2月から7月までの期間をいう。
備考 職員の場合、現行の支給月数は、4.40月である。

4 職員と国家公務員との比較

総務省の平成29年地方公務員給与実態調査（平成29年4月1日現在）によると、国家公務員（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員）の平均俸給月額を100とし、これに相当する職員の職員構成を国の学歴別、経験年数別職員構成と同一であるものとして算出した指数（ラスパイレス指数）は、100.7（全国18位、九州3位）となっている（各都道府県のラスパイレス指数の状況は、（参考）2のとおり。）。

なお、本年4月1日時点でのラスパイレス指数については、本年の国家公務員給与等実態調査及び職員給与実態調査の結果において、昨年から大きな状況の変化は見られないこと等から、引き続き職員が国家公務員を上回る状況となるものと考えられるものの、昨年、国においては俸給表の引上げ改定を行う一方、本県においては月例給の改定を見送ったこと等から昨年よりさらに国家公務員を上回ることはないものと考えられる。

5 物価及び生計費

(1) 物価指数

総務省調査による本年4月の消費者物価指数は、前年同月に比べ全国では0.6%増、佐賀市では0.9%増となっている（報告資料第26表参照）。

(2) 標準生計費

本委員会が、総務省の「家計調査」における勤労者世帯分を基礎に算定した本年4月における佐賀市の標準生計費は、2人世帯では142,090円（全国150,690円）、3人世帯では170,950円（同186,520円）、4人世帯では199,780円（同222,350円）となっている（報告資料第27表参照）。

なお、上記勤労者世帯分の佐賀市における本年4月の標本調査世帯数は43世帯となっている。

6 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月10日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与について報告及び勧告を行った（報告及び勧告の骨子は、（参考）1(1)のとおり。）

(1) 本年の給与改定

本年4月の月例給については、民間給与が国家公務員給与を平均655円（0.16%）上回ることとなり、昨年に引き続き月例給の引上げが勧告された。月例給の改定については、俸給表の水準を平均0.2%引き上げることとされた。これに伴い、初任給調整手当についても所要の改定を行うこととされた。

特別給については、昨年8月から本年7月までの1年間において民間事業所で支払われた特別給が年間で所定内給与月額額の4.46月分に相当しており、昨年に引き続き民間事業所の支給割合が国家公務員の年間の平均支給月数を上回っていたため、0.05月分引き上げ、その引上げ分は勤勉手当に配分し、平成31年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当及び期末手当が均等になるよう配分することとされた。

(2) 宿日直手当

宿日直手当について、宿日直勤務対象国家公務員の給与の状況を踏まえ、所要の改定を行うこととされた。

(3) 住居手当

住居手当については、公務員宿舎の削減等により受給者の増加が続いており、引き続き、住居手当の受給状況を注視しつつ、国家公務員の家賃負担の状況、民間における住宅手当の支給状況等を踏まえ、宿舎使用料の引上げも考慮して、必要な検討を行っていくこととされた。

7 教育職員の給与

国においては、真に頑張っている教員を支援することにより、教員の士気を高め、教育活動の活性化を図るため、教員の給料や諸手当等の在り方を見直し、それぞれの職務に応じてメリハリある教員給与体系の確立に向けて検討が進められている。

本年6月に策定された第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）において、教育政策推進のための基盤の整備として、これからの学校教育を担う教師の資質能力の向上を図るため、教職員一人一人の能力や業績を適切に評価する教職員評価の実施と、評価結果の教職員の処遇等への適切な反映を促進することとされている。

また、平成31年度の文部科学省予算概算要求においては、教育政策推進のための基盤

の整備として、管理職手当の改善（校長、副校長・教頭の支給率改善）及び部活動手当の支給要件の見直し（土日4時間程度を土日3時間程度に見直し）の方針が示されている。

本県においても、国の検討状況等を注視しつつ、メリハリある教員給与体系を実現すべく引き続き検討していく必要がある。

8 むすび

本委員会は、職員の給与を決定する諸条件について調査研究を行った結果、職員の給与について次のような措置が必要であると考える。

(1) 本年の職員の給与

月例給については、前記3(1)のとおり、本年4月時点で比較を行った結果、民間給与を416円(0.12%)下回っていた。

このため、本年においては、民間給与との較差を解消するため、月例給の引上げ改定を行う必要があると判断した。

月例給の改定に当たっては、本県における年代別の給与較差の状況等を考慮し、初任給及び若年層に重点を置きながら引上げ勧告がされた国の俸給表を参考にして、給料表の引上げ改定を行うこととする。また、医師及び歯科医師の処遇を確保する観点から初任給調整手当についても、所要の改定を行うこととする。これらの改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員の給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

特別給については、前記3(2)のとおり、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を0.05月分下回っていた。このため、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数を0.05月分引き上げる必要があると判断した。

なお、具体的に改定すべき事項は、次のとおりである。

ア 給料表

(行政職給料表)

民間給与との比較を行っている行政職給料表について、平均0.14%引き上げる必要がある。

引上げに当たっては、職員の初任給について民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、2,500円引き上げることとし、若年層についても1,000円程度の改定を行う。その他については、それぞれ100円引き上げを基本とする。

なお、再任用職員の給料月額についても、この取扱いに準じて改定を行う必要がある。

(行政職給料表以外の給料表)

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行う必要がある。

なお、特定任期付職員給料表及び任期付研究員給料表(招へい型)については、本年の給料表改定が若年層に重点を置いたものであることから改定を行わないこととする。

ただし、医療職給料表(一)については、医師及び歯科医師の処遇を確保する観点から国の俸給表に準じた改定を行う必要がある。

イ 初任給調整手当

人事院は、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、引き上げる旨の勧告を行ったところである。

本県における医師及び歯科医師の初任給調整手当は、公務に必要な医師等の確保を容易にするため初任給水準の調整として措置されているものであり、医療職給料表(一)の改定に合わせて支給額を改定してきている。本年は同給料表について、国の俸給表に準じた改定を行うことから、同手当についても所要の改定を行う必要がある。

ウ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間において民間事業所で支給された民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、年間4.45月分とする必要がある。支給月数の引上げ分は、本年度については、12月期の勤勉手当に配分し、平成31年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

また、再任用職員の勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げる必要がある。

このほか、平成31年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分する。

エ 宿日直手当

宿日直手当については、これまで国家公務員の制度との均衡を基本としていることから、国の宿日直手当の改定に準じ、所要の改定を行う必要がある。

(2) 給与勧告実施の要請

近年、行政需要が増大し、複雑化する中で、効率的に業務を遂行し、質の高い行政サービスを提供するため、個々の職員には高い士気と責任感を持って困難な職務に立ち向かうことが強く求められている。

地方公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するという特殊性を有することから労働基本権が制約されており、人事委員会の勧告制度は、その代償措置の一つとして、これまで重要な役割を担ってきたところである。

本委員会では、平成 18 年度の給与構造改革以降、職員の給与決定の考え方として、給与制度（給料表の構造や手当の種類・内容等）は、公務としての近似性・類似性を重視して国家公務員及び他の都道府県の給与制度との均衡を基本とし、給与水準は、国家公務員及び他の都道府県の状況、生計費等を考慮しつつ、地域における人材確保の観点や県民の理解という観点から地域の民間給与の水準との均衡を図ることを基本としている。

本年の勧告は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内民間事業所の状況等を踏まえ、月例給、特別給ともに引上げを行うことが必要と判断した。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度の意義や役割に御理解をいただき、別紙第 2 の勧告どおり実施されるよう要請する。

職員においては、一人一人が県民全体の奉仕者としての自覚を強く持ち、自らの行動が公務全体の信用に影響を与えることを常に意識し、高い倫理観の保持及び服務規律の遵守に努め、職務に精励してもらいたい。

第2 公務運営について

1 多彩で優秀な人材の確保・育成

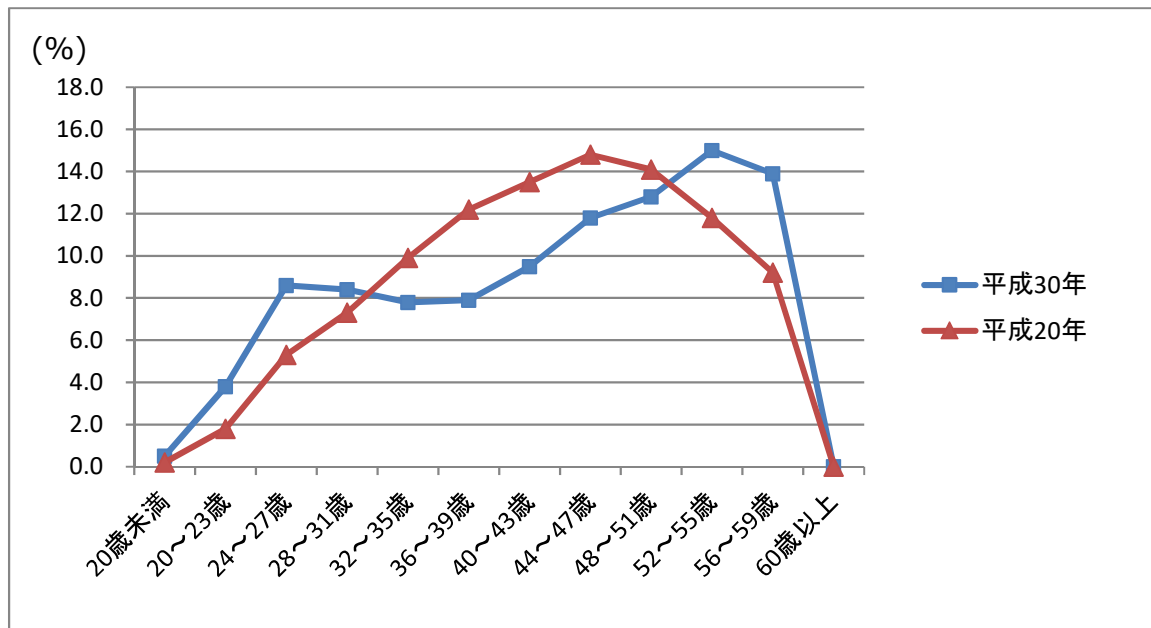
(1) 人材の確保・育成

本委員会では、多彩で優秀な人材を確保するため、平成29年度には民間企業等職務経験者試験に、幅広い分野で様々な社会経験を有する方を対象とした社会人経験枠を新設したほか、平成30年度には専門試験を必要としない行政特別枠試験に、教育行政職を対象とした教育行政特別枠試験を追加するなど、任命権者からの要望も踏まえ、採用試験制度の様々な改善に取り組んできた。

しかし、現在、本県においては、40歳以上の職員が全体の約63%を占めており、当分の間多くの職員が定年を迎えることとなっている。さらに、人口減少社会の中で若年層人口の減少が見込まれること、また、民間企業の採用拡大、国や他の地方公共団体との競合などを考えると、職員採用を取り巻く環境はますます厳しくなっていくことが予想される。

図表1 年齢別職員構成（各年4月1日現在）

構成比

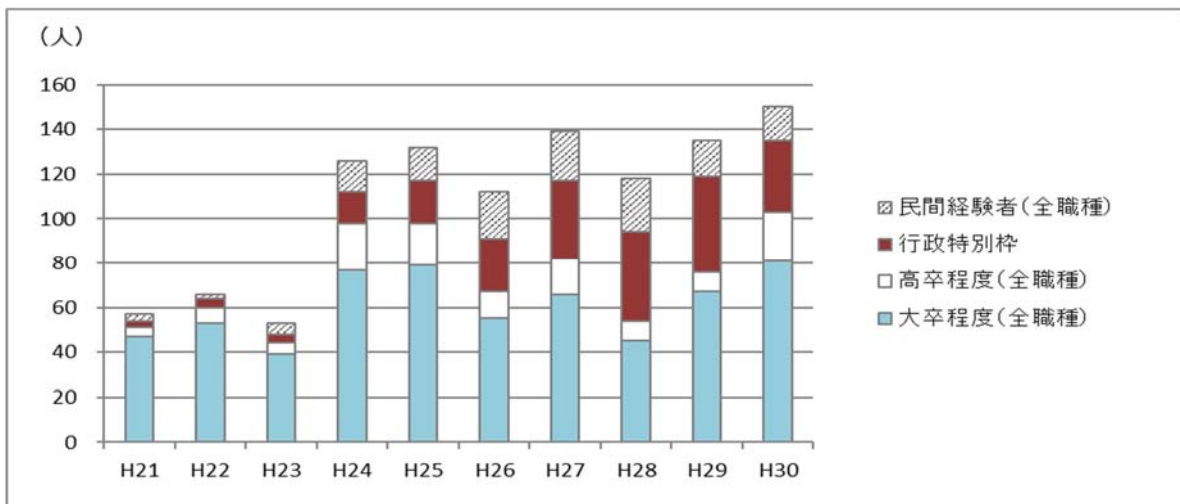


職員数

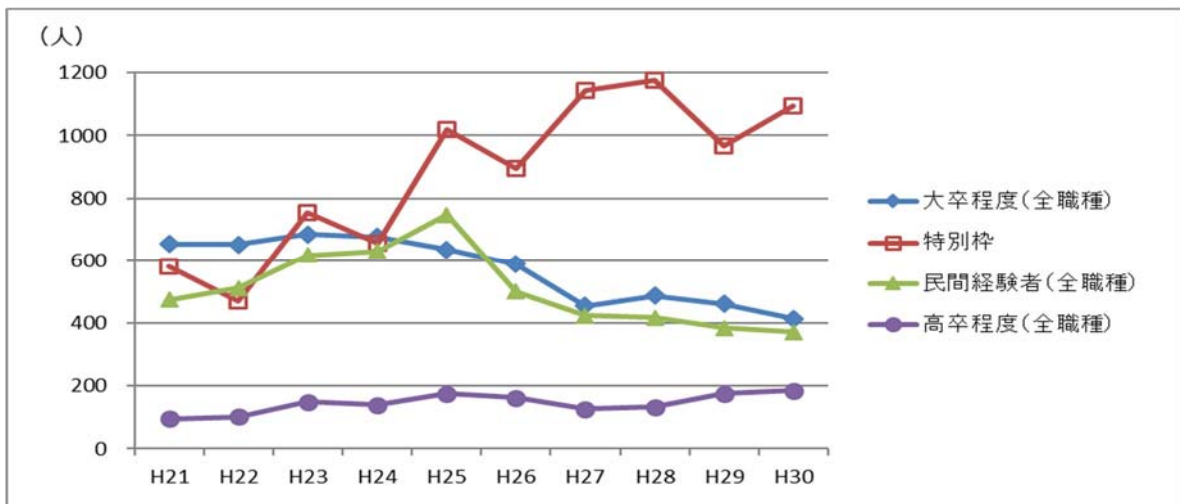
(単位：人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
平成20年	22	242	715	990	1,340	1,651	1,836	2,013	1,915	1,600	1,256	0	13,580
平成30年	63	465	1,058	1,040	962	976	1,172	1,454	1,575	1,854	1,713	0	12,332

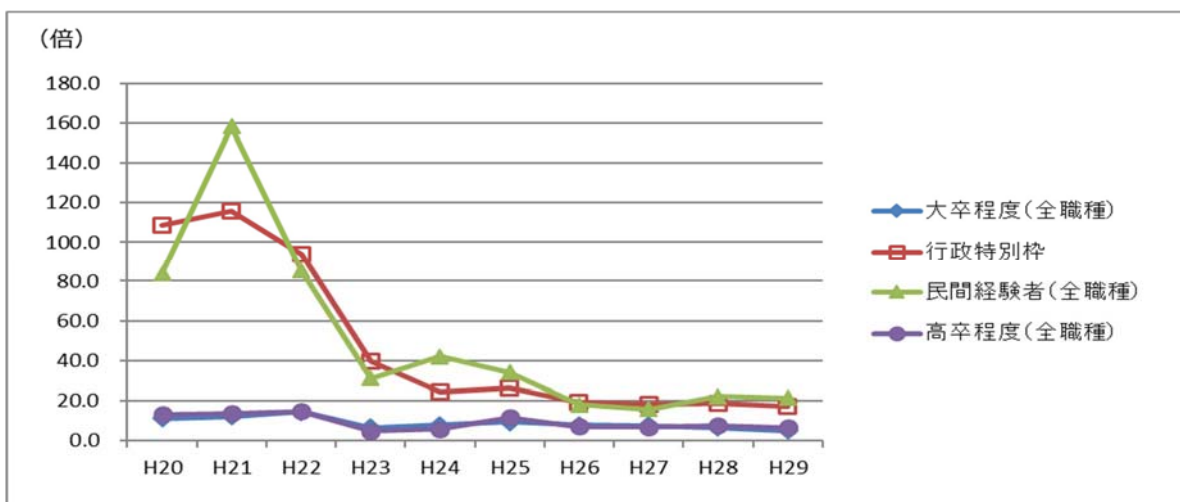
図表2 試験別採用者数の推移（各年4月1日採用分）



図表3 試験別受験者数の推移

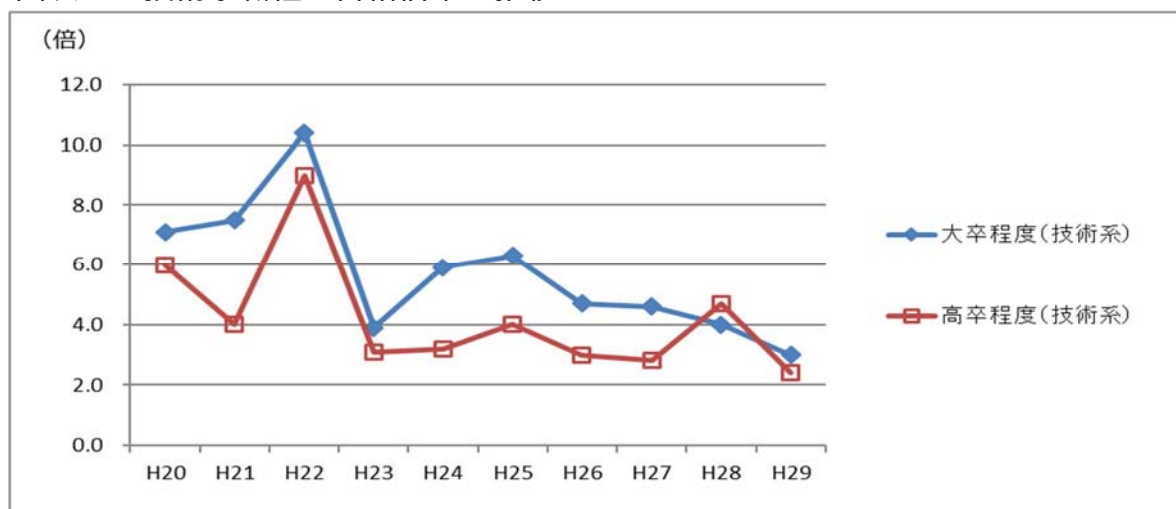


図表4 試験別合格倍率の推移



このため、本委員会では、任命権者が求める人物像に合った意欲的な人材をより多く獲得できるよう、セミナーの開催や先輩職員による大学訪問、インターンシップ制度や各種就職セミナー等を活用した情報発信など、募集・広報活動に積極的に取り組んでいるが、近年、特に技術系職種の合格倍率の低下が懸念されている。例えば、大学卒業程度試験の技術系職種の合格倍率は、近年では3～4倍程度で推移している。このような状況を少しでも改善するためには、特に技術系職種を希望する受験者等を対象に、本県の実情や職務の魅力を直接感じてもらう現場見学会等を開催することなども有効と考えられる。

図表5 技術系職種の合格倍率の推移



また、人材の確保とともに人材の育成も重要である。任命権者においては、引き続き、職員の能力の開発・向上を図る研修等を実施するとともに、特に、民間企業等職務経験者試験採用者については、採用後のキャリア形成を視野に入れた育成に努めていく必要がある。

(2) 女性職員の登用

本年4月における職員に占める女性職員の割合は39.2%となっている（報告資料第2表参照）。

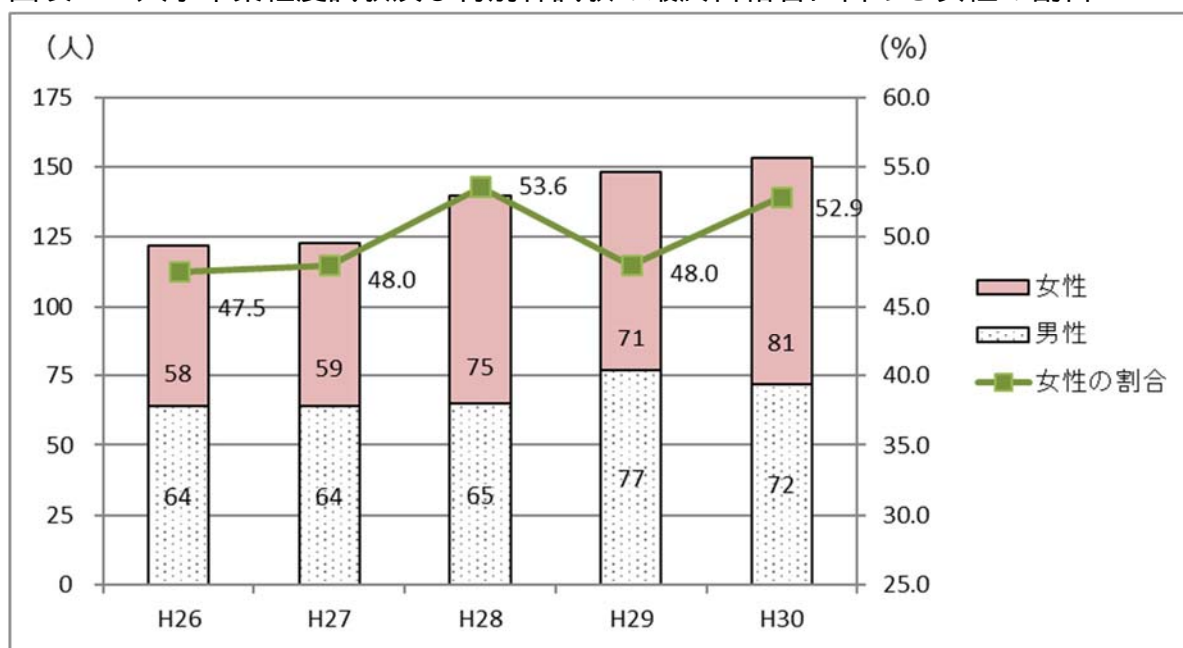
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき策定された佐賀県特定事業主行動計画においては、平成32年度までに課長級以上の職員に占める女性職員の割合を12%以上とするよう数値目標を設定しているが、本年4月現在では10.1%となっている。

任命権者においては、女性職員向けのキャリア形成やリーダー育成のための研修会、女性職員の活躍推進セミナー等に取り組んでいるが、今後も引き続き、性別にかかわらず職員の能力が十分に発揮されるよう、キャリア形成の支援や人材育成、働きやすい職

場環境づくりに努めながら、計画的な女性職員の登用を進めていく必要がある。

なお、近年、本県の大学卒業程度試験及び特別枠試験の最終合格者に占める女性の割合は、5割前後で推移している。この傾向は今後も継続すると見込まれることから、本委員会はもとより任命権者においては、職員の出産や育児に伴う公務運営の在り方について検討していく必要がある。

図表6 大学卒業程度試験及び特別枠試験の最終合格者に占める女性の割合



(3) 臨時・非常勤職員の任用等

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の新たな任用の枠組みとなる会計年度任用職員の任用等について定めるため、昨年5月に地方公務員法及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部が改正され、平成32年4月1日に施行されることとなった。

現在、任命権者においては、平成32年4月1日の施行に向けて必要な準備を行っているところであるが、引き続き、本県の臨時・非常勤職員の実態及び改正法の趣旨を踏まえ、計画的かつ適切に対応していくとともに、知事においては、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整等を適切に講じていく必要がある。

2 能力・実績に基づく人事評価制度の活用

地方公務員法の改正により平成28年4月から、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とする新たな人事評価制度が導入された。

地方公務員法においては、職員の人事評価を公正に行い、その結果を任用、給与、分限

その他の人事管理の基礎として活用するものとされており、さらに、人事評価の結果に応じた措置を講じなければならないことが明記されているところである。

任命権者においては、地方公務員法の趣旨・規定に基づき、制度の公平性・透明性を確保し、その信頼性を高めていくとともに、国や他の地方公共団体の取組にも留意しながら、速やかに評価結果を活用していく必要がある。

3 働き方改革と勤務環境の整備

職員一人一人が健康でその能力を遺憾なく発揮し、質の高い行政サービスを提供していくためには、働き方改革を推進し、勤務環境を整備することが重要である。

(1) 長時間労働の縮減及び年次休暇の取得促進

ア 時間外勤務等の縮減（教育職員を除く。）

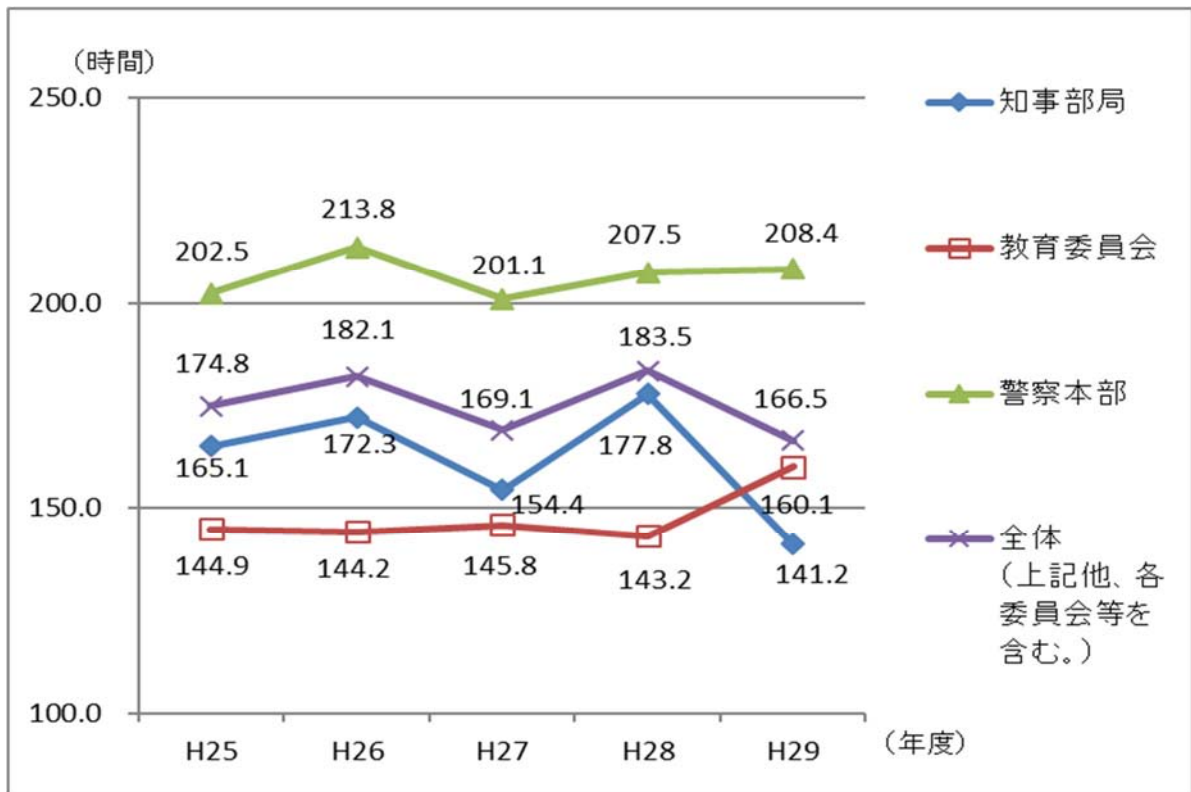
恒常的な長時間の勤務は職員の健康の保持、労働意欲や活力の維持、優秀な人材の確保等に影響を及ぼし、行政組織の機能や活力にも関わるものであることから、本委員会は従来から時間外勤務及び休日勤務（以下「時間外勤務等」という。）の縮減の必要性を指摘してきた。

任命権者においては、これまでそれぞれの状況に応じて、ノー残業デーの徹底等の時間外勤務等の縮減に向けた取組が講じられてきたところであるが、これに加え、知事部局及び教育委員会では、昨年 11 月に時間外勤務等縮減の新たな指標を設け、指標達成に向けた取組が進められている。

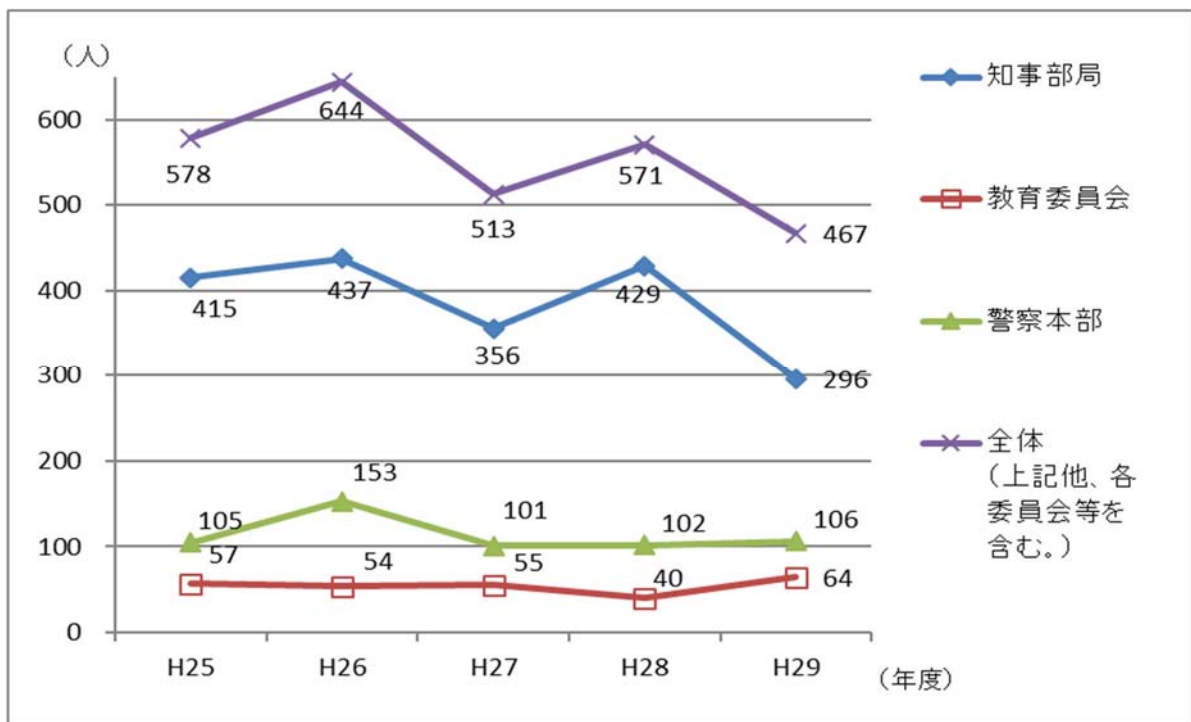
昨年度の職員一人当たりの年間時間外勤務等の時間数は、全体では 166.5 時間となり、一昨年度の 183.5 時間から減少している（図表 7 参照）。

また、年間の時間外勤務等の時間数が 360 時間を超えた職員も全体で 467 人となり、一昨年度の 571 人から減少している（図表 8 参照）。

図表7 職員一人当たりの年間時間外勤務等時間数の推移



図表8 年間時間外勤務等時間数が360時間を超える職員数の推移



(注) 360時間：「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準（平10.12.28労働省告示）」に定める1年間当たりの限度時間

特に知事部局においては、直属の上司や所属長による勤務時間管理の徹底はもとより、原則 22 時以降の時間外勤務をしない等の退庁時間の設定、長時間の時間外勤務者に対する所属長面談や当該所属長に対する部局長面談に加え、昨年 6 月に「佐賀県庁働き方改革推進本部」を設置し、組織を挙げた取組が行われており、顕著な改善が見られた。

任命権者においては、これらの時間外勤務等の縮減の取組を継続しながら、自らが強力なリーダーシップを発揮し、管理職員のマネジメント力の強化を図るとともに、組織全体として業務の徹底した見直しや業務内容・業務量に応じた人員配置に努めるなど、引き続き職員の健康に配慮した実効性のある時間外勤務等の縮減措置に取り組む必要がある。

また、人事院は、時間外労働の上限規制をはじめとするいわゆる働き方改革関連法が本年 6 月に成立し、民間労働法制が改正されたことを踏まえ、国家公務員の超過勤務命令の上限を人事院規則で定めることを報告したところである。本県においても、他の都道府県の状況等を踏まえ、本県の実情に則した適切な方策を検討していくことが必要である。

イ 学校現場における教育職員の長時間労働の縮減

文部科学省教員勤務実態調査(平成 28 年度)等において、学校現場における教育職員の長時間労働が常態化していることが指摘されている。

昨年 12 月に、中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)」において、教育職員の勤務の長時間化の要因及び国等が取り組むべき方策等が報告されたことを受け、文部科学省は「学校における働き方改革に関する緊急対策」を取りまとめ、本年 2 月に都道府県教育委員会へ、学校における業務改善、勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定、教職員全体の働き方に関する意識改革への取組を徹底するよう通知している。

県教育委員会においては、昨年 9 月に策定した、長時間勤務の縮減に向けた指針となる「学校現場の業務改善計画」に基づき、これまで教育職員が主となって取り組んできた学校を対象とした照会・会議の厳選や研修の精選などを行うとともに、学校事務職員である教育行政職の標準的職務を改定し、今までの総務事務に加え、広報や渉外など職務領域を広げ、学校経営へ参画を推進し、教育職員の負担軽減を図るなどの取組が進められている。

また、部活動についても、昨年 11 月から、全公立中学校で週 1 回設定していた部活動休養日に加え、毎月第 3 日曜日を統一休養日に設定した。

さらに、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を受けて、県教育委員会においては、本年 8 月に、高等学校にも原則適用される「運動部活動の在り方に関する方針」を策定し、学期中は週 2 日以上を休養日とし、1 日の

活動時間を平日2時間、休業日3時間程度とするなど、適切な休養日等の目安を示した。その他、公立中学校への部活動指導員の新たな配置など、部活動運営の適正化に向けた取組を着実に進めている。

今後とも、教育職員が児童・生徒と向き合う時間を確保するため、中央教育審議会での議論や上記の国の通知等を踏まえながら、引き続き市町教育委員会とも連携し、これまで以上に実効性のある学校現場の多忙化解消に取り組むことが重要である。

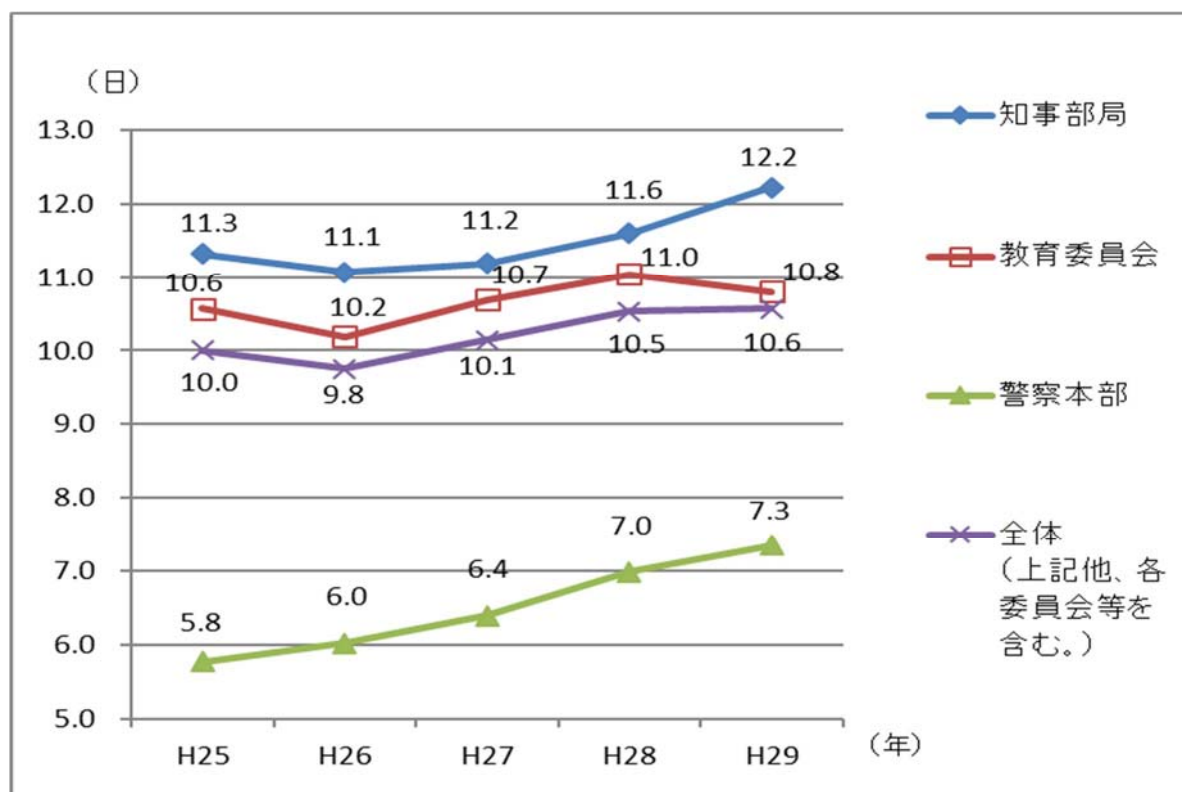
ウ 年次休暇の取得促進

昨年の職員一人当たりの年次休暇取得日数は、10.6日となっており、一昨年(10.5日)に比べ増加し、3年連続で増加した(図表9参照)。

任命権者においては、これまで休日や夏季に合わせた年次休暇の計画的な取得促進等に取り組んできたが、これに加え、知事部局及び教育委員会(教育庁及び教育センター)は、昨年11月に、働き方改革の指標の一つとして、年次休暇の取得日数を知事部局は平成30年度までに14日以上、教育委員会は平成32年度までに14日以上に設定したところである。

今後とも、職員が年次休暇を取得しやすい職場環境をより一層整備し、引き続き休日や夏季における特別休暇等と組み合わせた計画的・連続的な取得促進に努める必要がある。

図表9 職員一人当たりの年次休暇取得日数の推移



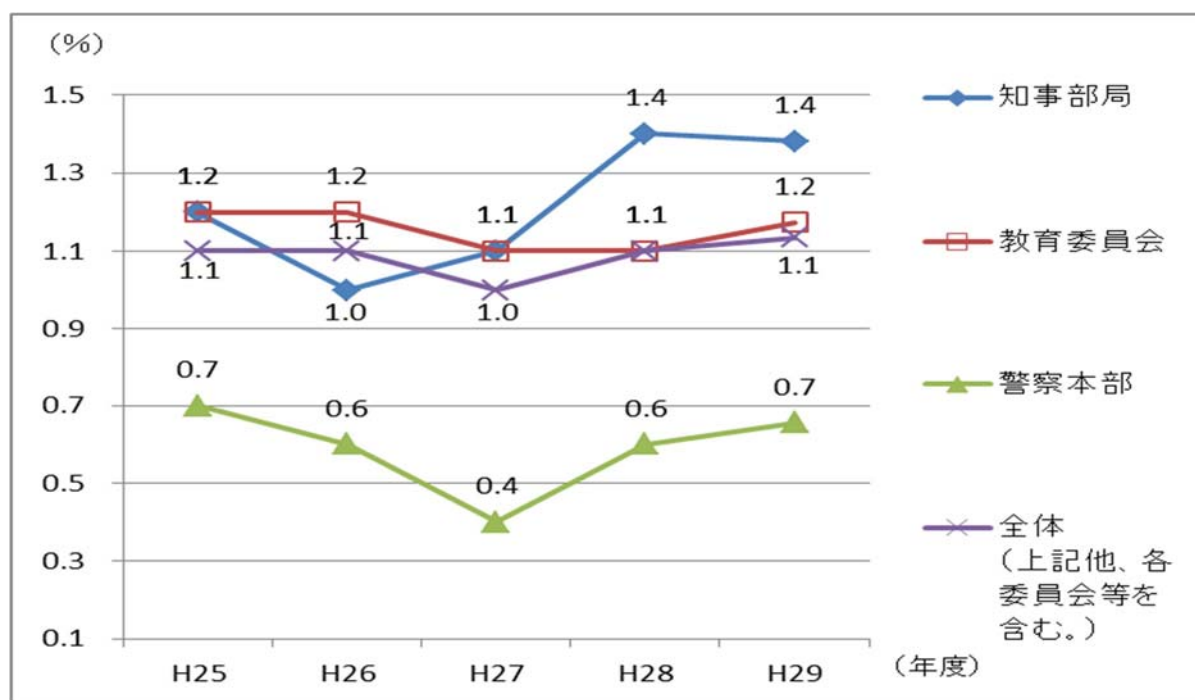
(2) 職員の健康管理

職員の心身両面にわたる健康管理については、任命権者において、各種健康診断、健康診断事後指導、カウンセリング等様々な取組が実施され、その内容の充実が図られてきた。

昨年度における 30 日以上長期の病気休暇取得者や病気休職者のうち心の健康の問題を理由とした者は、全職員の 1.1% (141 人) であり、一昨年度 (1.1%) と同じ状況となっており、ここ数年は全職員の 1.0% 前後で推移している(図表 10 参照)。なお、長期の病気休暇取得者や病気休職者における心の健康の問題を理由とした者の割合は、それぞれ 44.2%、78.0% にのぼる。

心の健康づくりについては、メンタルヘルス不調の予防や早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。任命権者においては、ストレスチェックをすべての職員が受検するよう勧奨を行い、職員が自身のストレスの状況に気づき早期にセルフケアを行えるよう促し、また、管理職員によるラインケアやストレスチェックの集団分析結果を利用した職場環境の改善等につなげ、職員のメンタル不調を未然に防止するために有効に活用していく必要がある。

図表 10 全職員における心の健康の問題を理由とした長期病気休暇取得者・病気休職者の割合の推移



また、長時間労働との関連性が強いとされている脳・心臓疾患等の発症を予防するため、現行の労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)では、週 40 時間を超える労働が月 100 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者に対し、事業者は、本人の申出により、医師による面接指導を行わなければならないとされている。

本県の昨年度の状況をみると、所定労働時間を超える労働が月 100 時間を超えた者のうち、面接指導が行われた者の割合は、知事部局で 100%、警察本部で 40.8%、教育委員会で 11.2%となっている。知事部局においては、面接指導を受けるよう指導していることもあり、対象職員全員に実施されている。一方、教育委員会においては、申出を行った職員全員が面接指導を受けているとはいえ、対象職員からの申出が少なく、その割合は他の任命権者に比べ低い状況である。

本年 6 月の労働安全衛生法の改正等に伴い、来年 4 月から、面接指導の対象となる時間数が月 100 時間超から月 80 時間超に引き下げられるとともに、管理職員も含めた職員の労働時間の状況の把握や産業医に対する必要な情報提供等が事業者には義務付けられることとなった。

これらを踏まえ、教育委員会や警察本部においては、長時間労働者に対し、より一層効果的な面接指導の勧奨に努める必要がある。併せて、任命権者においては、相談体制の充実、継続的な衛生委員会の開催など安全衛生管理の充実にこれまで以上に取り組む必要がある。

(3) 職業生活と家庭生活との両立支援の推進

職員が男女の別なく家庭生活における役割を担いつつ、公務においても能力を十分に発揮することができるよう、職業生活と家庭生活との両立支援策及び意識啓発をより一層推進していくことが重要である。

任命権者においては、これまで育児や介護に係る休暇・休業制度等の整備に取り組み、その充実を図ってきたところである。特に、知事部局においては、ICTを活用した在宅勤務等のテレワークを推進するとともに、産休・育休期間中における代替職員の配置措置を講じている。

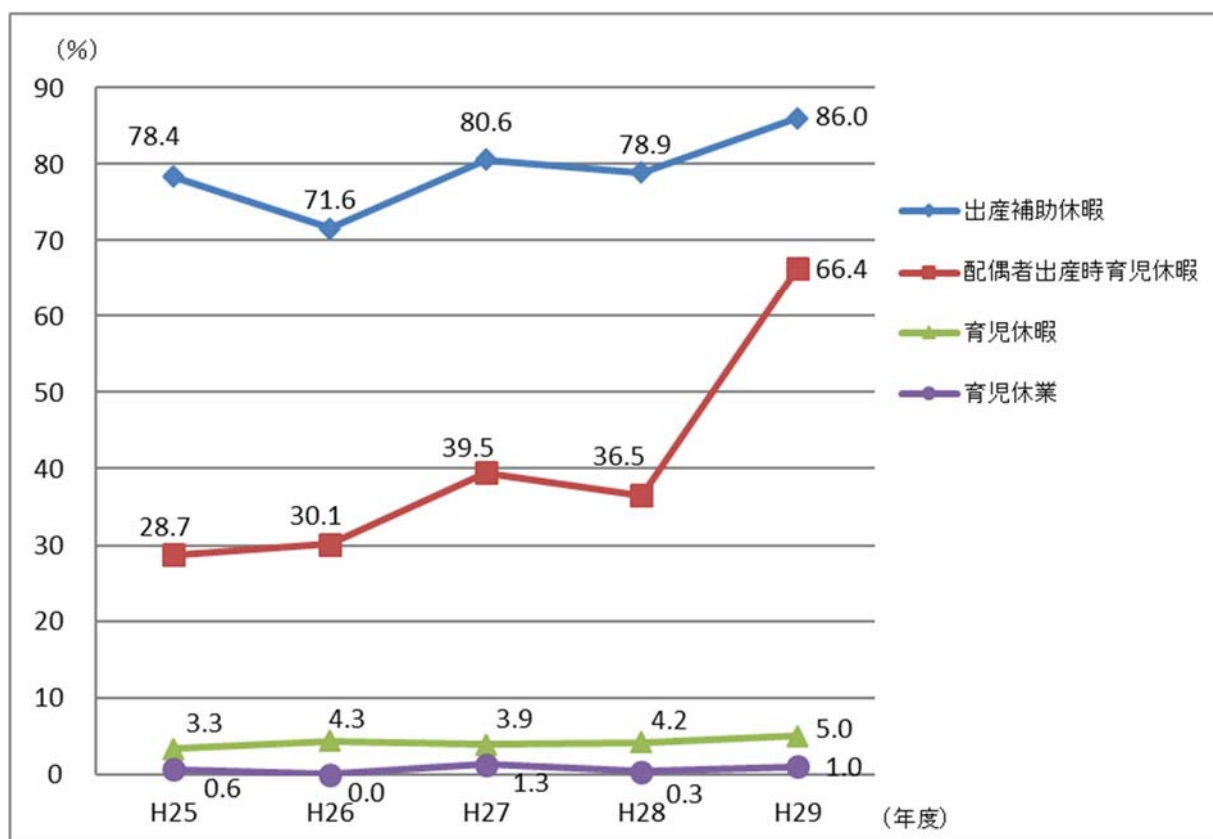
また、任命権者においては男性職員の育児参加に向け、育児等に関する休暇・休業の取得を促しているところであり、昨年度における取得率は、全体では、出産補助休暇については 86.0%（一昨年度 78.9%）、配偶者出産時育児休暇については 66.4%（同 36.5%）と一昨年度に比べ増加している。一方、育児休暇や育児休業については、それぞれ 5.0%（一昨年度 4.2%）、1.0%（同 0.3%）にとどまっている（図表 11 参照）。

なお、知事部局においては、出産補助休暇や配偶者出産時育児休暇の完全取得を目指して、所属長による子育て応援プログラムを実施していることから、その取得率は、それぞれ 92.3%（一昨年度 88.5%）、92.3%（同 74.4%）と全体を上回っている。また、警察本部においても、幹部職員による「イクボス宣言」をはじめとする両立支援の取組により、出産補助休暇は 96.7%（一昨年度 78.9%）、配偶者出産時育児休暇は 80.0%（同 24.4%）と取得率が大きく伸びている。

任命権者においては、対象職員への周知をさらに図るとともに、管理職員においては、男性職員が気兼ねなく取得できるよう業務分担や人員配置の変更等の措置を積極的に講じるなど、特定事業主行動計画に掲げた目標を達成できるよう、職員が制度を利

用しやすい環境づくりを推進していく必要がある。

図表 11 男性職員の育児等に関する休暇・休業取得率の推移（全体）



また、多様で弾力的な働き方はワーク・ライフ・バランスの実現に資するものである。国や一部の地方公共団体においては、フレックスタイム制が実施されているところであり、本県においても、国や他の都道府県の状況等を十分に踏まえ、県民サービスや公務運営への影響等も勘案しながら、フレックスタイム制など多様で弾力的な働き方について引き続き検討していく必要がある。

(4) ハラスメント等の防止

職場におけるハラスメントは、職員の個人としての人格・尊厳を侵害し、働く意欲や自信を減退させ、ひいては健康を害する原因となりうる行為である。また、ハラスメントを受けた職員だけでなく、周囲で起きることによる職場環境の悪化など、職場全体に大きな影響を与え、公務の運営に支障を及ぼす行為である。

任命権者においては、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止に向け、職員への周知・啓発、相談体制の整備などが行われているほか、今年度は、所属に配置したセクハラ相談員を対象とした相談対応等に関する研修や、新規採用の女性職員を対象としたハラスメントに関する研修を新たに取り入れるなどの取組が進められている。

また、職場における妊娠、出産、育児休業や介護休業等の取得等に関するハラスメント(いわゆるマタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントなど)については、社会的にも関心が高まり、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)いわゆる「男女雇用機会均等法」や育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)いわゆる「育児・介護休業法」において、婚姻、妊娠、出産、育児、介護等を理由にした不利益取扱いが禁止されている。

さらに、言葉や態度等によって行われる精神的な暴力であるモラル・ハラスメント等が新たなハラスメントとして認識されているほか、性的指向や性自認に関する正しい理解の促進等が社会的課題となっている。

こうしたハラスメント等については、公務においても顕在化しない場合が多くあると考えられる。

昨年度、知事部局において実施された「男女共同参画等に関する職員アンケート」(回答者数1,550人)においても、職場内におけるハラスメントについて、16.8%の職員が「自分が受けたことがある」、「見たことがある」と回答しているが、このうちセクハラ相談員等に相談したと回答した職員は27.3%にとどまっている。

このような状況を踏まえ、任命権者においては、非常勤職員等を含むすべての職員がハラスメントへの理解を深めることができるよう職員研修等を通じた意識啓発に一層取り組むことはもとより、ハラスメントが潜在化しないよう相談窓口の活用を促すなど、良好な職場環境づくりをさらに進めていく必要がある。

4 高齢層職員の能力及び経験の活用

年金支給開始年齢の段階的な引上げに伴う雇用と年金の接続について、本県はこれまで再任用により対応してきており、本年4月1日現在の再任用職員数は、409人と昨年度に比べて11.7%(一昨年度に比べて32.4%)増加している状況で、今後も再任用職員の増加が見込まれる。

人事院は、本年の給与報告及び勧告にあわせて、複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える国家公務員の能力及び経験を60歳前と同様に本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要とし、国会及び内閣に対し、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行ったところである(意見の申出の骨子は、(参考)1(3)のとおり。)

申出の中で、60歳を超える国家公務員の年間給与について、民間企業における高齢期雇用の実情を考慮し、60歳前の7割水準に設定しつつ、短時間勤務制の導入により60歳を超える国家公務員の多様な働き方を可能とすること等の措置を講ずるとともに、60歳前の国家公務員を含め能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど人事管理全体を見直

していく必要があるとされ、また、組織活力を維持する観点から、当分の間、役職定年制を広く導入することが適当であるとされたところである。

地方公務員の定年については、「国の職員につき定められている定年を基準として条例で定める」と地方公務員法に規定されている。

本県においても、質の高い行政サービスを維持するために、高齢層職員の能力及び経験を活用することが不可欠であることから、法制整備の状況を含めた国の動向を注視していくとともに、定年の引上げに係る任用や給与の在り方などについては、本県独自の様々な課題も踏まえて具体的に検討を進めていく必要がある。

図表 12 平成 30 年度の再任用の状況

(単位：人)

		計	知事部局	教育委員会	警察本部
平成 30 年度再任用職員数		409	124	254	31
内 訳 1	フルタイム	246	11	204	31
	短時間	163	113	50	0
内 訳 2	継続（平成 28 年度末以前退職）	276	94	161	21
	新規（平成 29 年度末退職）	133	30	93	10
平成 29 年度末定年退職者総数		419	66	311	42

5 服務規律の確保

県民全体の奉仕者である職員には、厳正な服務規律と高い公務員倫理の確保が求められており、任命権者においては様々な取組を行っているが、懲戒処分件数は、昨年度は 13 件（知事部局 6 件、教育委員会 5 件、警察本部 2 件）となっている。こうした一部の職員による公務員としての自覚を欠く行為は、県民の公務全体に対する信頼を著しく失墜させることになる。

職員においては、一人一人が県民全体の奉仕者としての自覚を強く持ち、自らの行動が公務全体の信用に影響を与えることを常に意識し、高い倫理観の保持及び服務規律の遵守に努めることが肝要である。

任命権者においては、事実関係を十分に把握・分析し、再発防止のために必要な研修・啓発を実施するなど実効性のある取組を徹底していく必要がある。

(参考)

1 人事院の報告及び勧告等の概要

人事院は、本年8月10日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与等について報告及び勧告し、公務員人事管理に関して報告するとともに、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行った。

それらの概要は次のとおりである。

- (1) 給与勧告の骨子(24～25頁)
- (2) 公務員人事管理に関する報告の骨子(26頁)
- (3) 定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の骨子(27～28頁)

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.16%)を埋めるため、俸給表の水準を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査(完了率88.2%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 655円 0.16%〔行政職(一)…現行給与 410,940円 平均年齢43.5歳〕
〔俸給 583円 はね返し分(注) 72円〕 (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.46月(公務の支給月数 4.40月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験（大卒程度）、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）に係る初任給を1,500円引上げ。若年層についても1,000円程度の改定。その他は400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.40月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
30年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
勤勉手当	0.90月（支給済み）	0.95月（現行0.90月）
31年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.925月	0.925月

[実施時期]

- ・月例給：平成30年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他

(1) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定

(2) 住居手当

受給者の増加の状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、公務員宿舍使用料の引上げも考慮して、必要な検討

公務員人事管理に関する報告の骨子

国民の信頼回復と職場の活性化に向けて人事管理の観点から取り組み、多様な有為の職員が高い倫理感・使命感を持って国民のために職務に精励する公務職場の実現に努力

1 国民の信頼回復に向けた取組

(1) 研修等を通じた倫理感・使命感の醸成

行政研修等において職業公務員として守るべき行動規範の認識を再度徹底。倫理に係る研修教材の作成・配布や啓発活動を着実に実施。幹部職員を対象に役割を再認識させる研修を実施

(2) セクシュアル・ハラスメント防止対策

外部の者からのセクハラに関する相談窓口を設置することとともに、課長級職員・幹部職員への研修の義務化、新たな研修教材の作成等セクハラ防止に必要な対策を検討・措置

(3) 公文書の不適正な取扱いに対する懲戒処分の明確化

公文書の不適正な取扱いに関する代表的な事例及び標準的な量定を「懲戒処分の指針」に追加。公文書の偽造等や毀棄、決裁文書の改ざんの場合の標準的な量定は免職又は停職

2 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

政策を的確に企画立案し、適切に執行できる優秀かつ多様な人材を確保するため、人材に係るニーズと具体的に結び付けながら、各府省等と連携した施策を引き続き展開

(2) 人材の育成

部下育成に資するマネジメント能力向上や、若手・女性のキャリア形成支援のための研修等を積極的に実施

(3) 成績主義の原則に基づく人事管理

職員の昇任等に当たり倫理感を持った職務遂行や部下指導の状況について十分に留意することを徹底。人事評価結果の任用、分限、給与等への適切な活用に関し引き続き各府省を支援

3 働き方改革と勤務環境の整備等

(1) 長時間労働の是正

国家公務員の超過勤務等について、以下の事項等を措置

- ・超過勤務命令の上限を人事院規則において原則1月45時間・1年360時間（他律的業務の比重の高い部署においては1月100時間・1年720時間等）と設定。大規模な災害への対応等真にやむを得ない場合には上限を超えることができるとし、事後的な検証を義務付け
- ・1月100時間以上の超過勤務を行った職員等に対する医師による面接指導の実施等職員の健康確保措置を強化
- ・各省各庁の長は、休暇の計画表の活用等により、一の年の年次休暇の日数が10日以上、職員が年5日以上、年次休暇を使用できるよう配慮

(2) 仕事と家庭の両立支援、心の健康づくりの推進等

本年3月に発出した両立支援に係る指針の内容の徹底、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成、心の健康づくりの推進、過労死等防止対策大綱に基づく取組の実施

(3) ハラスメント防止対策

検討会を設けるなどして外部有識者の意見も聴きながら、公務におけるパワハラ対策を検討

(4) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与については、指針に基づく各府省の取組状況等を踏まえ、必要な指導。非常勤職員の休暇については、民間の状況等を踏まえて、慶弔に係る休暇について措置

(参考) 1 (3)

定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の骨子

- 質の高い行政サービスを維持するためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。定年を段階的に65歳まで引上げ
- 民間企業の高齢期雇用の実情を考慮し、60歳超の職員の年間給与を60歳前の7割水準に設定
- 能力・実績に基づく人事管理を徹底するとともに、役職定年制の導入により組織活力を維持
- 短時間勤務制の導入により、60歳超の職員の多様な働き方を実現

1 国家公務員の定年の引上げをめぐる検討の経緯

- ・ 平成23年、人事院は、定年を段階的に65歳に引き上げることが適当とする意見の申出
平成25年、政府は、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を原則として常勤官職に再任用すること、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに段階的な定年の引上げも含め改めて検討を行うこと等を閣議決定
- ・ 政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（閣議決定）において、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」とし、関係行政機関による検討会で人事院の意見の申出も踏まえ検討した結果、定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討することが適当とし、論点を整理。平成30年2月、人事院に対し、論点整理を踏まえ定年の引上げについて検討要請
- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）においても、「公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する」等としている

2 定年の引上げの必要性

- ・ 少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口が減少。意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題。民間では定年を引き上げる企業も一定数見られ、再雇用者の大多数はフルタイム勤務
- ・ 公務では平成26年度以降、義務的再任用の実施等から、再任用職員は相当数増加。行政職(一)の再任用職員について、ポストは係長・主任級が約7割、勤務形態は短時間勤務の者が約8割。このまま再任用職員の割合が高まると、職員の能力及び経験を十分にいかしきれず、公務能率の低下が懸念。職員側も、無年金期間が拡大する中、生活への不安が高まるおそれ
- ・ 複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要。これにより、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、雇用と年金の接続も確実に図られる
- ・ 定年の引上げを円滑に進める観点からも引上げ開始前を含めフルタイム再任用拡大の取組が必要

3 定年の引上げに関する具体的措置

(1) 定年制度の見直し

- ・ 一定の準備期間を確保しつつ定年を段階的に65歳に引き上げることとした上で、速やかに実施される必要
- ・ 定年の段階的な引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される65歳までの間の雇用確保のため、現行の再任用制度（フルタイム・短時間）を存置
- ・ 60歳以降の働き方等について、あらかじめ人事当局が職員の意向を聴取する仕組みを措置

(2) 役職定年制の導入

- ・ 新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、当分の間、役職定年制を導入

- ・ 管理監督職員は、60歳に達した日後における最初の4月1日までに他の官職に降任又は転任（任用換）。任用換により公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、例外的に、引き続き役職定年対象官職に留まること又は他の役職定年対象官職に任用することを可能とする制度を設定

(3) 定年前の再任用短時間勤務制の導入

- ・ 60歳以降の職員の多様な働き方を可能とするため、希望に基づき短時間勤務を可能とする制度を導入。新規採用や若年・中堅層職員の昇進の余地の確保、組織活力の維持にも資する
- ・ 短時間勤務職員が能力及び経験をいかすためには、それにふさわしい職務の整備や人事運用について検討が必要

(4) 60歳を超える職員の給与

- ・ 「賃金構造基本統計調査」では、民間（管理・事務・技術労働者（正社員））の60歳台前半層の年間給与水準は60歳前の約70%。「職種別民間給与実態調査」でも、定年延長企業のうち、60歳時点で給与減額を行っている事業所の60歳を超える従業員の年間給与水準は60歳前の7割台
- ・ これらの状況を踏まえ、60歳を超える職員の年間給与について、60歳前の7割水準に設定。役職定年により任用換された職員の年間給与は任用換前の5割から6割程度となる場合がある
- ・ 具体的には、60歳を超える職員の俸給月額を60歳前の70%の額とし、俸給月額の水準と関係する諸手当等は60歳前の7割を基本に手当額等を設定（扶養手当等の手当額は60歳前と同額）。また、役職定年により任用換された職員等の俸給は、任用換前の俸給月額の70%の額（ただし、その額は任用換後の職務の級の最高号俸の俸給月額を上限）
- ・ 60歳を超える職員の給与の引下げは、当分の間の措置とし、民間給与の動向等も踏まえ、60歳前の給与カーブも含めてその在り方を引き続き検討

- ※ 上記の諸制度について、定年の引上げが段階的に行われる間も、役職定年制等の運用状況、能力・実績に基づく人事管理の徹底の状況、職員の就労意識の変化等を踏まえ、新たな定年制度の運用の実情を逐次検証し、円滑な人事管理の確保等の観点から必要な見直しを検討
- 関連する給与制度についても、民間企業における定年制や高齢層従業員の給与の状況、職員の人員構成の変化が各府省の人事管理に与える影響等を踏まえ、必要な見直しを検討

4 定年の引上げに関連する取組

(1) 能力・実績に基づく人事管理の徹底等

- ・ 職員の在職期間を通じて能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど人事管理全体を見直す必要。人事評価に基づく昇進管理の厳格化等を進める必要。人事院としても必要な検討を行う
- ・ 勤務実績が良くない職員等には降任や免職等の分限処分が適時厳正に行われるよう、人事評価の適正な運用の徹底が必要。人事院としても分限の必要な見直しと各府省への必要な支援を行う
- ・ 採用時から計画的に職員の能力を伸ばし多様な職務経験を付与するよう努めるほか、節目節目で職員の将来のキャリアプランに関する意向把握等が肝要

(2) 定年の引上げを円滑に行うため公務全体で取り組むべき施策

- ・ スタッフ職が必要な役割を適切に果たし得る執行体制の構築や複線型キャリアパスの確立に努めた上で、60歳を超える職員が能力及び経験をいかせる職務の更なる整備を検討
- ・ 定年の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続できるよう措置
- ・ 職員の自主的な選択としての早期退職を支援するため、退職手当上の措置や高齢層職員の能力及び経験を公務外で活用する観点から必要な方策を検討

2 平成29年地方公務員給与実態調査結果の概要

総務省が実施した平成29年地方公務員給与実態調査（平成29年4月1日現在）の結果のうち、都道府県のラスパイレス指数の状況は、次のとおりである。

都道府県のラスパイレス指数の状況（平成29年）

番号	都道府県名	ラスパイレス指数
1	北海道	98.6
2	青森県	98.0
3	岩手県	99.1
4	宮城県	100.1
5	秋田県	101.5
6	山形県	101.0
7	福島県	101.0
8	茨城県	101.2
9	栃木県	101.4
10	群馬県	100.9
11	埼玉県	100.6
12	千葉県	100.5
13	東京都	101.6
14	神奈川県	102.9
15	新潟県	100.8
16	富山県	98.6
17	石川県	100.2
18	福井県	99.9
19	山梨県	100.8
20	長野県	99.9
21	岐阜県	99.5
22	静岡県	103.1
23	愛知県	101.5
24	三重県	102.2
25	滋賀県	100.2

番号	都道府県名	ラスパイレス指数
26	京都府	99.7
27	大阪府	101.6
28	兵庫県	99.7
29	奈良県	100.2
30	和歌山県	99.7
31	鳥取県	94.8
32	島根県	97.8
33	岡山県	100.5
34	広島県	100.5
35	山口県	100.9
36	徳島県	98.9
37	香川県	97.7
38	愛媛県	98.5
39	高知県	99.0
40	福岡県	101.4
41	佐賀県	100.7
42	長崎県	98.5
43	熊本県	100.8
44	大分県	99.7
45	宮崎県	97.9
46	鹿児島県	96.8
47	沖縄県	98.8

「平成29年地方公務員給与実態調査」より

（注1）ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表（一）の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたものである。

（注2）財政事情等による給料削減を実施している地方公共団体については、削減後の給料額によりラスパイレス指数を算出している。

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告の結果に基づき、次の事項を実現するため、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第 1 号）、佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第 2 号）及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第 3 号）を改正することを勧告する。

1 佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当

医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額を 414,800 円とすること。

イ 宿日直手当

勤務 1 回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は 4,400 円(人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、7,400 円)とすること。ただし、勤務が行われる時間が勤務が通常行われる日の勤務時間の 2 分の 1 に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあつては、6,600 円(人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、11,100 円)とすること。

ウ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 再任用職員以外の職員

a 平成 30 年 12 月期の支給割合

勤勉手当の支給割合を 0.95 月分（特定幹部職員にあつては、1.15 月分）とすること。

b 平成 31 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.3 月分（特定幹部職員にあつては、1.1 月分）とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.925 月分（特定幹部職員にあつては、1.125 月分）とすること。

(イ) 再任用職員

a 平成 30 年 12 月期の支給割合

勤勉手当の支給割合を0.475月分(特定幹部職員にあっては、0.575月分)とすること。

b 平成31年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.725月分(特定幹部職員にあっては、0.625月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.45月分(特定幹部職員にあっては、0.55月分)とすること。

2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正

【特定任期付職員の期末手当】

(1) 平成30年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

(2) 平成31年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の第2号任期付研究員に適用される給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 平成30年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

イ 平成31年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のウの(ア)のa及び(イ)のa、2の(1)並びに3の(2)のアについては平成30年12月1日から、1の(2)のウの(ア)のb及び(イ)のb、2の(2)並びに3の(2)のイについては平成31年4月1日から実施すること。

別記第 1

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用 職員以 外の職 員	1	145,000	195,400	231,400	265,400	292,100	322,400	367,300	413,400	464,500
	2	146,200	197,100	232,900	267,500	294,200	324,600	370,000	415,800	467,600
	3	147,400	198,800	234,500	269,300	296,500	327,000	372,400	418,400	470,700
	4	148,500	200,600	236,100	271,400	298,600	329,200	375,100	420,800	473,700
	5	149,600	202,100	237,600	273,300	300,600	331,500	377,200	422,700	476,800
	6	150,800	203,800	239,400	275,100	302,900	333,600	379,700	425,100	479,800
	7	151,900	205,600	240,900	277,000	305,300	335,800	382,100	427,200	482,900
	8	153,000	207,300	242,500	279,100	307,600	338,100	384,600	429,400	486,000
	9	154,100	209,000	243,900	281,100	309,600	340,100	386,900	431,500	488,800
	10	155,500	210,900	245,400	283,200	312,000	342,300	389,700	433,600	491,900
	11	156,900	212,700	246,900	285,300	314,200	344,500	392,300	435,700	495,000
	12	158,200	214,400	248,300	287,400	316,600	346,700	395,100	437,900	498,100
	13	159,500	215,800	249,800	289,500	318,800	348,700	397,500	439,600	500,900
	14	161,000	217,700	251,300	291,600	320,900	350,800	399,900	441,400	503,200
	15	162,600	219,400	252,700	293,600	323,200	352,800	402,100	443,500	505,600
	16	164,200	221,200	254,100	295,800	325,300	354,800	404,500	445,500	507,900
	17	165,500	223,000	255,700	297,700	327,300	356,800	406,400	447,400	510,000
	18	167,000	224,700	257,500	299,800	329,400	358,800	408,400	449,300	511,500
	19	168,600	226,300	259,200	301,900	331,500	360,600	410,300	451,100	513,000
	20	170,100	228,000	261,100	303,900	333,600	362,500	412,200	452,800	514,400
	21	171,500	229,500	262,800	306,000	335,500	364,500	414,100	454,600	515,600
	22	174,300	231,200	264,600	308,100	337,600	366,400	415,900	456,200	517,000
	23	176,900	232,700	266,500	310,100	339,700	368,400	417,700	457,600	518,600
	24	179,600	234,400	268,200	312,300	341,800	370,400	419,700	459,100	520,100
	25	182,300	235,700	270,100	314,100	343,400	372,400	421,500	460,500	521,200
	26	184,000	237,100	272,100	316,300	345,400	374,300	423,000	461,900	522,300
	27	185,700	238,600	273,900	318,400	347,300	376,400	424,600	463,200	523,600
	28	187,300	239,800	275,800	320,400	349,200	378,400	426,200	464,400	524,800
	29	188,700	241,100	277,600	322,400	350,900	379,900	427,800	465,400	525,800
	30	190,500	242,300	279,500	324,400	352,800	381,800	429,100	466,100	526,700
	31	192,200	243,400	281,400	326,500	354,700	383,600	430,400	466,900	527,600
	32	193,800	244,700	283,300	328,700	356,600	385,100	431,700	467,600	528,500
	33	195,400	246,000	284,900	330,100	358,500	386,900	432,900	468,400	529,300
	34	196,800	247,200	286,800	332,100	360,300	388,400	434,200	469,200	530,300
	35	198,200	248,400	288,700	334,100	362,200	389,900	435,500	469,900	531,000
	36	199,600	249,800	290,600	336,200	363,900	391,500	436,800	470,500	531,500
	37	200,900	250,800	292,300	338,100	365,300	392,900	438,000	471,000	532,200
	38	202,100	252,200	294,100	340,100	366,700	394,200	438,800	471,600	532,800
	39	203,300	253,700	295,900	342,100	368,100	395,400	439,600	472,200	533,600
	40	204,500	255,200	297,700	344,100	369,500	396,500	440,400	472,800	534,200

41	205,900	256,600	299,400	346,000	370,800	397,600	441,000	473,300	534,700
42	207,200	258,000	301,100	347,900	371,700	398,800	441,700	473,800	
43	208,500	259,400	302,800	349,800	372,900	400,100	442,400	474,300	
44	209,700	260,900	304,400	351,700	374,000	401,200	443,200	474,600	
45	211,000	262,100	306,200	353,200	374,800	401,900	444,000	474,900	
46	212,300	263,400	307,900	354,600	375,700	402,600	444,800		
47	213,600	264,800	309,500	356,200	376,600	403,300	445,200		
48	214,900	266,300	311,300	357,700	377,600	404,000	445,900		
49	216,000	267,500	312,400	359,300	378,500	404,600	446,400		
50	217,200	268,600	313,900	360,100	379,300	405,200	446,800		
51	218,200	269,900	315,400	361,400	380,100	405,800	447,200		
52	219,300	271,200	317,100	362,400	380,900	406,200	447,600		
53	220,400	272,400	318,700	363,300	381,600	406,600	448,000		
54	221,400	273,500	320,300	364,400	382,300	406,900	448,400		
55	222,400	274,800	322,000	365,300	383,000	407,200	448,800		
56	223,400	276,100	323,500	366,500	383,800	407,500	449,200		
57	224,000	277,200	325,000	367,400	384,300	407,800	449,500		
58	224,800	278,200	326,200	368,100	384,800	408,100	449,900		
59	225,600	279,300	327,500	368,800	385,400	408,400	450,200		
60	226,400	280,400	328,700	369,500	386,100	408,700	450,500		
61	227,100	281,600	329,400	369,900	386,500	409,000	450,800		
62	228,100	282,700	330,300	370,500	387,200	409,300			
63	229,000	283,600	331,100	371,200	387,800	409,600			
64	229,900	284,600	331,900	372,000	388,400	409,900			
65	230,600	285,300	332,900	372,300	388,900	410,200			
66	231,400	286,200	333,300	373,000	389,500	410,500			
67	232,300	286,900	334,000	373,700	390,100	410,800			
68	233,400	287,800	334,800	374,400	390,700	411,100			
69	234,200	288,900	335,600	374,700	391,100	411,300			
70	234,900	289,700	336,300	375,300	391,600	411,600			
71	235,600	290,500	337,000	376,000	392,100	412,000			
72	236,400	291,300	337,700	376,600	392,700	412,300			
73	237,200	292,100	338,200	376,900	393,000	412,500			
74	237,900	292,600	338,900	377,600	393,400	412,800			
75	238,700	293,000	339,400	378,300	393,800	413,100			
76	239,400	293,500	340,000	378,900	394,300	413,300			
77	240,100	293,700	340,300	379,300	394,600	413,500			
78	240,900	294,100	340,800	379,800	394,900				
79	241,700	294,300	341,200	380,400	395,200				
80	242,500	294,700	341,700	380,900	395,500				
81	243,100	294,900	342,100	381,400	395,700				
82	243,900	295,100	342,600	382,000	396,000				
83	244,600	295,500	343,100	382,500	396,300				
84	245,300	295,800	343,600	382,800	396,500				

85	246,000	296,100	343,900	383,300	396,700				
86	246,700	296,400	344,400	383,800	397,000				
87	247,400	296,700	344,900	384,200	397,300				
88	248,100	297,100	345,300	384,500	397,500				
89	248,700	297,400	345,600	384,900	397,700				
90	249,300	297,800	346,000	385,400	398,000				
91	249,800	298,100	346,500	385,800	398,300				
92	250,300	298,500	346,900	386,200	398,500				
93	250,600	298,700	347,100	386,500	398,700				
94		298,900	347,500	387,000					
95		299,300	348,000	387,400					
96		299,700	348,400	387,800					
97		299,900	348,600	388,100					
98		300,200	349,000	388,700					
99		300,600	349,400	389,100					
100		301,000	349,800	389,500					
101		301,200	350,100	389,800					
102		301,500	350,500						
103		301,900	350,900						
104		302,200	351,300						
105		302,400	351,800						
106		302,700	352,200						
107		303,100	352,600						
108		303,400	353,000						
109		303,600	353,500						
110		304,000	353,900						
111		304,400	354,200						
112		304,700	354,500						
113		304,900	355,000						
114		305,200							
115		305,500							
116		305,900							
117		306,100							
118		306,300							
119		306,600							
120		306,900							
121		307,300							
122		307,500							
123		307,800							
124		308,100							
125		308,400							
再任用 職員	187,700	215,200	258,600	278,300	293,700	318,900	361,300	394,900	446,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

公安職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	169,000	185,100	211,900	251,000	295,500	322,800	351,100	386,400	428,300
	2	170,700	186,700	214,000	252,700	297,700	325,000	353,300	388,700	430,100
	3	172,500	188,500	216,000	254,500	299,800	327,200	355,600	390,700	432,100
	4	174,300	190,400	218,000	256,400	302,200	329,500	357,900	392,800	434,000
	5	175,800	192,300	220,100	258,100	304,000	331,700	360,000	394,800	435,400
	6	177,700	194,600	221,800	259,900	306,300	334,000	362,100	396,800	437,200
	7	179,600	197,000	223,700	261,600	308,400	336,200	364,400	398,600	438,800
	8	181,500	199,300	225,500	263,300	310,600	338,500	366,600	400,500	440,300
	9	183,200	201,600	227,500	264,700	312,600	340,400	368,400	402,200	441,900
	10	185,000	204,200	229,300	266,300	314,800	342,700	370,700	404,200	443,700
	11	186,700	206,700	231,000	267,700	317,200	345,000	372,800	406,300	445,300
	12	188,400	209,300	232,600	269,100	319,400	347,300	375,000	408,400	446,900
	13	190,400	211,700	234,500	270,500	321,400	349,400	377,200	410,100	448,000
	14	192,500	213,600	236,300	271,900	323,800	351,600	379,300	412,300	449,700
	15	194,600	215,400	238,100	273,000	326,000	353,800	381,500	414,300	451,500
	16	196,800	217,200	240,000	274,300	328,400	356,000	383,600	416,400	453,300
	17	199,000	219,200	241,500	275,300	330,200	358,100	385,300	418,200	454,900
	18	201,500	220,800	243,200	276,700	332,500	360,100	387,400	419,900	456,800
	19	203,900	222,500	245,100	278,200	334,700	362,300	389,300	421,600	458,600
	20	206,300	224,300	246,900	279,700	337,000	364,400	391,300	423,200	460,300
	21	208,900	225,900	248,500	280,900	339,100	366,400	393,000	425,000	462,000
	22	210,700	227,600	249,900	282,300	341,100	368,500	395,200	426,600	463,700
	23	212,400	229,400	251,200	283,900	343,200	370,400	397,300	428,000	465,300
	24	214,300	231,100	252,500	285,400	345,300	372,600	399,300	429,500	467,100
	25	216,200	232,600	253,800	286,600	347,300	374,500	401,100	430,900	468,700
	26	217,800	234,300	255,000	288,500	349,400	376,500	403,100	432,300	470,100
	27	219,500	235,900	256,400	290,600	351,500	378,600	405,200	433,800	471,600
	28	221,100	237,500	257,600	292,600	353,500	380,600	407,400	435,400	472,900
	29	222,900	238,600	258,700	294,600	355,700	382,400	408,900	436,800	474,200
	30	224,700	240,500	259,800	296,600	357,800	384,500	410,700	438,500	474,900
	31	226,400	242,300	261,100	298,500	359,700	386,600	412,500	440,200	475,600
	32	228,100	244,100	262,200	300,500	361,900	388,700	414,200	441,800	476,300
	33	229,800	245,600	263,000	302,200	363,500	390,600	415,900	443,300	476,800
	34	231,400	247,100	264,200	304,000	365,500	392,700	417,400	445,000	477,600
	35	232,900	248,400	265,300	306,000	367,500	394,900	419,100	446,700	478,300
	36	234,600	249,800	266,600	307,900	369,600	396,800	420,600	448,300	478,900
	37	235,700	251,200	267,500	309,700	371,500	398,500	421,900	449,800	479,200
	38	237,500	252,500	268,700	311,700	373,700	400,100	423,400	450,500	479,800
	39	239,400	253,700	269,800	313,600	375,700	401,400	425,000	451,200	480,400
	40	241,200	254,900	270,800	315,400	377,800	402,800	426,500	451,900	480,900

41	242,600	256,100	272,100	317,300	379,800	404,000	428,000	452,300	481,400
42	244,000	257,300	273,500	319,100	381,900	405,100	429,300	452,900	481,800
43	245,400	258,300	274,800	321,000	384,100	406,200	430,700	453,600	482,200
44	246,600	259,400	276,000	323,000	386,000	407,200	431,900	454,200	482,600
45	247,900	260,500	277,100	324,800	387,700	408,400	432,900	455,000	482,900
46	249,000	261,600	278,700	326,700	389,500	409,600	433,600	455,800	
47	250,100	262,700	280,300	328,700	391,100	410,700	434,400	456,300	
48	251,000	263,900	281,800	330,500	392,800	412,000	435,200	456,800	
49	251,800	264,800	283,700	332,000	394,300	413,300	435,700	457,300	
50	252,900	266,000	285,400	333,700	395,300	414,100	436,100	457,600	
51	254,000	267,200	287,100	335,300	396,300	414,900	436,500	457,900	
52	255,100	268,300	288,800	337,000	397,300	415,600	436,900	458,300	
53	256,100	269,500	290,300	338,800	398,600	416,100	437,200	458,700	
54	257,300	270,500	292,100	340,500	399,700	416,900	437,600	458,900	
55	258,300	272,000	293,800	342,200	400,900	417,600	437,900	459,200	
56	259,500	273,200	295,700	344,000	402,100	418,200	438,200	459,400	
57	260,500	274,200	297,200	345,200	403,400	418,900	438,500	459,800	
58	261,600	275,800	298,900	346,900	404,200	419,300	438,800	460,000	
59	262,400	277,400	300,800	348,500	405,000	419,900	439,100	460,200	
60	263,400	278,900	302,600	350,200	405,800	420,500	439,400	460,400	
61	264,500	280,500	304,100	351,800	406,300	420,900	439,700	460,800	
62	265,500	282,100	306,000	353,500	407,000	421,500	440,000		
63	266,700	283,800	307,800	355,300	407,700	422,000	440,300		
64	267,700	285,400	309,500	357,000	408,400	422,600	440,600		
65	268,700	286,900	311,000	358,600	408,700	423,100	440,900		
66	269,900	288,300	312,700	360,200	409,400	423,700	441,200		
67	271,200	289,900	314,300	361,900	410,100	424,100	441,500		
68	272,400	291,400	316,000	363,500	410,700	424,600	441,800		
69	273,600	292,900	317,700	364,700	411,200	425,000	442,000		
70	275,000	294,500	319,100	366,100	411,700	425,300	442,300		
71	276,400	296,100	320,500	367,500	412,300	425,600	442,600		
72	277,900	297,700	322,100	368,900	412,800	425,900	443,000		
73	279,200	299,000	323,000	370,100	413,300	426,200	443,200		
74	280,600	300,500	324,600	371,300	413,700	426,500	443,500		
75	282,000	302,000	326,100	372,700	414,200	426,800	443,800		
76	283,400	303,500	327,900	374,000	414,700	427,100	444,100		
77	284,500	304,500	329,700	375,300	415,200	427,300	444,300		
78	285,700	306,100	331,400	376,500	415,700	427,600			
79	286,900	307,500	333,100	377,800	416,300	428,000			
80	288,000	309,000	334,700	379,000	416,900	428,300			
81	289,400	310,500	336,400	380,200	417,300	428,500			
82	290,600	312,000	338,100	381,400	417,900	428,800			
83	291,900	313,200	339,800	382,500	418,400	429,100			
84	293,200	314,600	341,500	383,800	418,600	429,300			

85	294,400	315,700	342,900	384,800	418,900	429,500
86	295,600	317,300	344,500	385,400	419,400	429,800
87	296,800	318,600	346,000	385,900	419,700	430,100
88	298,000	320,100	347,500	386,500	420,000	430,300
89	299,100	321,700	348,800	387,100	420,300	430,500
90	300,400	323,200	350,100	387,700	420,700	430,800
91	301,500	324,600	351,400	388,300	421,100	431,100
92	302,700	326,100	352,700	389,000	421,500	431,300
93	303,400	327,500	354,100	389,300	421,800	431,500
94	304,700	328,800	355,700	389,800	422,300	
95	305,900	330,200	357,200	390,400	422,700	
96	307,200	331,500	358,700	390,900	423,100	
97	308,300	332,700	360,000	391,300	423,400	
98	309,500	334,100	361,300	391,700	423,800	
99	310,800	335,400	362,400	392,300	424,200	
100	312,000	336,700	363,600	392,800	424,600	
101	313,200	338,100	364,700	393,200	424,900	
102	314,200	339,100	365,800	393,700		
103	315,300	340,200	367,000	394,400		
104	316,400	341,400	368,200	394,900		
105	317,200	342,500	369,400	395,200		
106	317,800	343,600	369,900	395,600		
107	318,400	344,700	370,500	396,100		
108	319,100	345,800	371,100	396,400		
109	319,600	347,000	371,700	396,700		
110	320,100	348,000	372,300	397,200		
111	320,600	349,000	372,800	397,700		
112	321,200	350,000	373,300	398,200		
113	322,100	350,900	373,700	398,500		
114	322,800	351,800	374,100	399,000		
115	323,500	352,800	374,700	399,500		
116	324,200	353,800	375,200	400,100		
117	324,800	354,800	375,600	400,400		
118	325,600	355,400	376,100	400,900		
119	326,300	356,000	376,700	401,400		
120	327,100	356,600	377,200	401,900		
121	327,800	356,900	377,400	402,300		
122	328,100	357,300	378,000	402,800		
123	328,600	357,800	378,500	403,200		
124	329,100	358,200	378,900	403,700		
125	329,400	358,600	379,400	404,100		
126		359,000	379,900			
127		359,500	380,400			
128		359,900	380,900			

129			360,300	381,200						
130			360,800	381,700						
131			361,200	382,200						
132			361,600	382,700						
133			361,800	383,000						
134			362,300	383,600						
135			362,700	384,000						
136			363,000	384,400						
137			363,300	384,600						
138			363,700	385,100						
139			364,200	385,600						
140			364,700	386,100						
141			365,000	386,400						
142			365,500							
143			366,000							
144			366,600							
145			366,900							
再任用 職員		241,500	253,200	257,300	292,500	309,300	323,700	347,100	382,800	414,800

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

研究職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	145,400	195,900	282,300	335,200	393,400
	2	146,500	198,500	284,800	337,400	396,400
	3	147,700	200,900	287,200	339,700	399,100
	4	148,800	203,400	289,800	341,800	402,000
	5	149,900	205,900	292,100	343,500	404,300
	6	151,300	208,300	294,300	345,700	407,100
	7	152,600	210,600	296,500	347,700	409,800
	8	153,900	212,900	298,500	349,800	412,600
	9	155,000	215,000	300,800	351,700	415,100
	10	156,800	217,300	303,500	353,700	417,700
	11	158,400	219,800	306,200	355,900	420,500
	12	160,000	222,100	309,000	357,900	423,300
	13	161,500	224,000	311,400	360,000	426,000
	14	163,500	226,300	313,900	362,000	428,700
	15	165,400	228,700	316,400	363,900	431,600
	16	167,400	231,000	319,300	365,800	434,300
	17	169,300	233,100	321,900	367,600	436,900
	18	171,500	235,900	324,200	369,500	439,500
	19	173,800	238,700	326,400	371,400	442,000
	20	175,900	241,600	328,700	373,500	444,700
	21	178,100	244,000	330,900	375,100	447,200
	22	180,600	246,700	332,900	377,100	449,900
	23	182,900	249,100	334,900	379,000	452,500
	24	185,300	251,800	337,000	380,900	455,000
	25	187,400	254,500	339,100	382,500	457,300
	26	189,600	257,000	341,000	384,300	459,600
	27	191,800	259,300	342,800	386,100	462,200
	28	193,900	261,700	344,800	388,000	464,700
	29	196,000	264,300	346,800	389,800	467,200
	30	197,700	266,500	348,500	391,700	469,800
	31	199,400	268,500	350,200	393,600	472,300
	32	201,100	270,600	351,900	395,600	474,900
	33	202,800	272,500	353,100	397,200	477,200
	34	204,600	274,400	354,500	399,000	479,600
	35	206,500	276,400	356,100	400,700	482,100
	36	208,300	278,500	357,600	402,500	484,600
	37	209,800	280,400	358,900	403,700	487,100
	38	211,700	281,900	360,300	405,200	489,600
	39	213,500	283,400	361,700	406,700	492,000
40	215,300	284,900	363,100	408,100	494,600	

41	217,200	286,300	364,000	409,500	496,900
42	219,000	287,300	365,100	410,800	499,200
43	220,800	288,300	366,300	412,400	501,400
44	222,700	289,400	367,500	414,000	503,600
45	224,400	290,100	368,600	415,400	505,400
46	226,300	291,300	369,800	416,700	506,900
47	228,200	292,600	371,100	418,300	508,500
48	230,000	293,800	372,300	419,900	510,000
49	231,700	295,200	373,400	421,200	511,800
50	233,500	296,500	374,700	422,700	513,200
51	235,200	297,600	376,000	424,200	514,600
52	236,900	298,800	377,300	425,600	516,100
53	238,300	300,100	378,100	427,000	517,200
54	240,100	301,300	379,100	428,500	518,500
55	241,700	302,600	380,000	429,900	519,700
56	243,300	303,800	381,000	431,300	520,900
57	244,800	304,700	381,800	432,400	521,800
58	246,000	306,000	382,600	433,800	522,800
59	247,100	307,200	383,400	435,200	523,900
60	248,200	308,400	384,100	436,500	524,900
61	249,300	309,400	384,600	437,300	526,000
62	250,500	310,500	385,300	438,200	526,900
63	251,500	311,700	386,200	439,300	527,600
64	252,600	312,800	387,100	440,200	528,300
65	253,800	313,700	387,700	441,100	529,100
66	254,900	314,800	388,500	441,900	530,000
67	256,000	315,900	389,400	442,500	530,800
68	257,000	317,000	390,200	443,300	531,600
69	258,000	318,100	390,800	443,700	532,300
70	259,400	319,100	391,500	444,300	533,100
71	261,000	320,200	392,200	444,900	533,900
72	262,300	321,300	392,900	445,400	534,700
73	263,700	322,100	393,600	445,900	535,400
74	265,100	323,100	394,300		
75	266,600	324,200	394,900		
76	267,900	325,300	395,600		
77	269,000	326,400	396,300		
78	270,200	327,500	396,900		
79	271,600	328,400	397,500		
80	272,800	329,300	398,100		
81	274,100	330,400	398,700		
82	275,400	331,200	399,300		
83	276,700	331,900	400,000		
84	278,000	332,700	400,600		
85	279,200	333,300	401,100		
86	280,300	333,800	401,600		
87	281,600	334,300	402,100		
88	282,900	334,800	402,800		

89	283,800	335,100	403,200		
90	285,000	335,600			
91	286,200	336,100			
92	287,400	336,600			
93	288,500	336,900			
94	289,500	337,300			
95	290,500	337,800			
96	291,500	338,300			
97	292,000	338,900			
98	292,900	339,400			
99	293,700	339,900			
100	294,600	340,400			
101	295,500	340,900			
102	296,200	341,400			
103	296,900	341,900			
104	297,600	342,400			
105	298,300	342,900			
106	298,800	343,300			
107	299,400	343,800			
108	299,900	344,300			
109	300,100	344,800			
110	300,500	345,200			
111	300,800	345,700			
112	301,100	346,100			
113	301,400	346,600			
114	301,700	347,000			
115	302,000	347,500			
116	302,300	347,900			
117	302,600	348,400			
118	303,000	348,800			
119	303,300	349,200			
120	303,700	349,700			
121	304,000	350,100			
再任用 職員	217,500	262,100	287,300	330,500	389,300

備考 この表は、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務する研究員の職にある職員に適用する。

医療職給料表

ア 医療職給料表(一)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	247,900	333,100	397,900	471,700
	2	250,400	336,100	400,800	474,000
	3	252,900	339,000	403,700	476,200
	4	255,400	342,000	406,500	478,500
	5	257,600	344,700	409,100	480,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900
	7	265,200	351,100	414,600	485,100
	8	269,000	354,200	417,300	487,300
	9	272,600	357,000	419,500	489,300
	10	276,600	359,900	422,200	491,400
	11	280,600	363,000	424,800	493,500
	12	284,600	366,200	427,500	495,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700
	14	292,400	372,700	432,400	499,800
	15	296,300	375,900	434,800	501,900
	16	300,200	379,600	437,300	504,000
	17	303,900	383,200	439,300	506,100
	18	307,500	385,900	441,700	508,100
	19	311,000	388,700	444,000	510,100
	20	314,600	391,400	446,400	512,100
	21	318,200	394,200	447,900	513,900
	22	321,900	396,800	450,300	515,700
	23	325,400	399,400	452,600	517,600
	24	328,900	401,800	454,900	519,500
	25	332,400	403,800	456,900	521,200
	26	335,200	406,100	459,200	523,000
	27	337,800	408,300	461,400	524,800
	28	340,400	410,600	463,700	526,600
	29	343,200	412,900	465,800	528,200
	30	345,300	415,000	468,100	530,000
	31	347,500	417,000	470,400	531,800
	32	349,900	419,100	472,600	533,600
	33	352,100	421,000	474,600	535,200
	34	354,500	422,800	476,700	537,000
	35	356,700	424,600	478,800	538,700
	36	359,200	426,600	480,900	540,500
	37	361,400	428,500	483,000	542,100
	38	363,800	430,500	484,800	543,700
	39	366,200	432,400	486,600	545,100
40	368,400	434,400	488,400	546,700	

41	370,700	436,200	490,100	548,200
42	372,100	438,000	491,900	549,600
43	373,600	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	

	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、医師及び歯科医師の職にある職員に適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	150,100	188,700	223,700	249,700	282,500	331,000	375,900
	2	151,600	190,400	225,200	251,100	284,600	333,000	378,600
	3	153,000	192,000	226,700	252,300	286,800	335,300	381,300
	4	154,400	193,600	228,300	253,700	289,100	337,500	384,000
	5	155,600	195,100	229,600	254,900	291,200	339,500	386,300
	6	157,500	196,700	231,200	256,200	293,300	341,700	389,100
	7	159,200	198,200	232,600	257,400	295,500	343,800	391,700
	8	160,900	199,600	234,300	258,700	297,700	346,100	394,500
	9	162,700	201,200	235,500	260,000	299,800	348,100	396,600
	10	164,400	202,800	237,000	261,100	302,000	350,300	398,900
	11	166,100	204,300	238,400	262,200	304,100	352,400	401,200
	12	168,000	205,900	239,800	263,200	306,400	354,500	403,400
	13	169,500	207,300	241,400	264,500	308,500	356,300	405,500
	14	171,400	208,800	242,800	265,800	310,500	358,300	407,600
	15	173,500	210,300	244,000	267,400	312,700	360,200	409,600
	16	175,400	211,900	245,500	268,800	314,700	362,300	411,700
	17	177,300	213,400	246,600	270,400	316,900	364,100	413,600
	18	179,300	214,900	247,700	272,300	318,900	366,100	415,600
	19	181,100	216,600	248,800	274,100	321,000	368,200	417,500
	20	183,000	218,300	250,100	276,000	323,200	370,200	419,700
	21	185,000	219,600	251,500	277,900	325,100	372,100	421,500
	22	186,500	221,100	252,500	279,700	327,100	374,100	423,100
	23	188,000	222,600	253,600	281,500	329,100	376,200	424,800
	24	189,500	224,100	254,700	283,400	331,100	378,400	426,300
	25	191,200	225,500	256,000	285,200	333,100	379,800	427,800
	26	192,500	226,900	257,400	287,100	335,000	381,600	429,100
	27	193,900	228,300	258,800	289,100	337,000	383,500	430,400
	28	195,300	229,600	260,300	290,900	339,100	385,100	431,800
	29	196,700	230,900	261,900	292,700	340,600	386,900	433,100
	30	197,900	232,200	263,600	294,700	342,400	388,400	434,300
	31	199,100	233,800	265,300	296,500	344,200	390,100	435,500
	32	200,400	235,200	267,100	298,400	346,000	391,800	436,600
	33	201,700	236,500	268,500	300,300	347,700	393,100	437,900
	34	203,000	237,700	270,300	302,000	349,500	394,500	439,100
	35	204,300	238,800	272,100	303,800	351,500	395,800	440,300
	36	205,700	240,000	273,900	305,700	353,300	397,000	441,500
	37	206,700	241,400	275,400	307,100	355,100	398,100	442,800
	38	207,900	242,700	277,200	308,800	356,900	399,300	443,700
	39	209,100	244,000	278,900	310,600	358,500	400,500	444,100
	40	210,400	245,300	280,600	312,200	360,200	401,600	444,800

41	211,600	246,600	282,200	314,000	361,500	402,400	445,300
42	212,800	247,800	283,900	315,700	362,600	403,200	445,700
43	214,000	249,000	285,600	317,400	363,800	404,000	446,100
44	215,200	250,200	287,300	319,100	365,000	404,800	446,500
45	216,500	251,400	289,000	320,200	366,200	405,200	446,900
46	217,600	252,800	290,700	321,700	367,100	405,900	447,300
47	218,600	254,300	292,400	323,200	368,300	406,400	447,700
48	219,700	255,800	294,100	324,800	369,400	406,800	448,000
49	220,700	257,400	295,400	326,200	370,400	407,200	448,300
50	221,700	258,800	297,000	327,600	371,400	407,500	448,700
51	222,700	260,200	298,500	328,800	372,500	407,800	449,000
52	223,700	261,700	300,200	330,100	373,500	408,100	449,400
53	224,300	262,800	301,600	331,200	374,300	408,400	449,700
54	225,100	264,200	303,100	332,200	375,100	408,700	
55	225,800	265,600	304,500	333,400	376,000	409,000	
56	226,700	267,100	306,100	334,400	376,900	409,300	
57	227,400	268,000	307,300	334,900	377,400	409,600	
58	228,300	269,300	308,500	335,800	378,300	409,900	
59	229,100	270,600	309,700	336,600	379,100	410,200	
60	229,900	272,000	311,200	337,500	379,900	410,600	
61	230,800	273,000	312,500	338,300	380,300	410,800	
62	231,600	274,200	313,700	338,700	381,000	411,200	
63	232,600	275,500	315,000	339,300	381,700	411,500	
64	233,600	276,800	316,300	340,000	382,400	411,800	
65	234,300	277,800	317,700	340,600	382,800	412,000	
66	235,100	278,900	318,500	341,300	383,500		
67	235,900	280,000	319,300	342,000	384,200		
68	236,800	281,100	320,100	342,700	384,700		
69	237,500	282,200	320,700	343,400	385,100		
70	238,300	283,300	321,400	343,900	385,600		
71	239,000	284,400	322,200	344,600	386,100		
72	239,700	285,500	322,800	345,200	386,600		
73	240,400	286,300	323,500	345,500	387,200		
74	241,200	287,000	323,700	346,100	387,700		
75	242,000	287,500	324,300	346,600	388,300		
76	242,800	288,400	324,900	347,200	389,000		
77	243,300	289,200	325,500	347,700	389,500		
78	244,000	289,800	326,000	348,200	390,000		
79	244,600	290,400	326,500	348,700	390,500		
80	245,200	291,000	327,000	349,100	391,000		
81	245,600	291,700	327,700	349,400	391,300		
82	246,000	292,200	328,200	349,800	391,800		
83	246,400	292,600	328,600	350,200	392,200		
84	246,700	293,000	329,100	350,500	392,600		

85	247,100	293,200	329,600	351,000	393,000		
86		293,400	330,000	351,300			
87		293,700	330,200	351,600			
88		293,900	330,600	351,900			
89		294,300	331,000	352,300			
90		294,500	331,400	352,600			
91		294,700	331,800	353,000			
92		294,900	332,200	353,300			
93		295,300	332,500	353,700			
94		295,500	332,700	354,000			
95		295,700	333,200	354,300			
96		296,000	333,500	354,600			
97		296,400	333,700	354,900			
98		296,700	334,000	355,400			
99		296,900	334,300	355,800			
100		297,200	334,600	356,200			
101		297,500	334,800	356,700			
102		297,700	335,100	357,100			
103		297,900	335,500	357,500			
104		298,200	335,700	357,900			
105		298,500	335,900	358,400			
106			336,100				
107			336,500				
108			336,700				
109			336,900				
110			337,300				
111			337,700				
112			338,100				
113			338,300				
再任用 職員	188,700	215,300	246,700	260,300	286,000	327,400	369,700

備考 この表は、薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	164,100	192,100	239,800	262,900	288,600	333,700
	2	165,500	194,200	241,600	263,900	290,400	335,800
	3	167,000	196,400	243,400	264,700	292,300	338,000
	4	168,500	198,400	245,300	265,800	294,400	340,200
	5	170,000	200,500	246,700	266,700	296,100	342,400
	6	171,500	202,900	248,000	267,600	297,900	344,600
	7	173,000	205,200	249,000	268,400	299,900	346,700
	8	174,600	207,600	250,400	269,500	301,800	348,800
	9	175,900	210,000	251,500	270,600	303,700	350,600
	10	177,600	211,400	252,600	271,400	305,700	352,600
	11	179,300	212,900	253,500	272,700	307,500	354,500
	12	180,900	214,100	254,500	273,900	309,400	356,600
	13	182,400	215,400	255,800	275,200	311,100	358,500
	14	184,400	216,800	256,900	276,400	312,800	360,600
	15	186,500	218,300	257,600	277,700	314,600	362,800
	16	188,500	219,400	258,600	279,200	316,500	364,800
	17	190,800	220,700	259,400	280,600	318,300	366,800
	18	192,900	222,100	260,200	282,000	319,900	368,900
	19	195,000	223,600	261,300	283,400	321,600	371,000
	20	197,200	225,000	262,300	284,800	323,400	373,100
	21	199,300	226,200	263,200	286,400	324,900	374,800
	22	201,600	227,800	264,200	288,000	326,400	377,000
	23	203,800	229,500	265,200	289,600	328,100	379,100
	24	206,000	231,100	266,200	291,100	329,600	381,200
	25	208,100	232,200	267,500	292,400	331,200	383,200
	26	209,400	234,000	268,600	294,300	332,600	384,700
	27	210,600	235,700	269,800	296,100	334,200	386,600
	28	211,800	237,400	271,200	297,800	335,800	388,600
	29	213,000	239,100	272,600	299,200	337,100	390,400
	30	214,100	240,500	274,100	301,000	338,700	392,100
	31	215,300	241,800	275,700	302,600	340,100	394,100
	32	216,400	243,000	277,300	304,300	341,600	395,900
	33	217,700	244,300	278,900	305,900	343,200	397,600
	34	218,900	245,500	280,400	307,400	344,800	399,300
	35	220,100	246,400	281,700	309,000	346,400	401,200
	36	221,300	247,500	283,200	310,700	347,900	402,900
	37	222,500	248,400	284,800	312,100	349,700	404,500
	38	223,900	249,400	286,200	313,500	351,300	406,300
	39	225,200	250,300	287,700	315,100	352,800	408,100
	40	226,500	251,400	289,200	316,800	354,400	409,900

41	227,300	252,100	290,600	318,400	355,700	411,400
42	228,800	252,900	292,200	319,800	357,200	413,000
43	230,200	253,800	293,700	321,200	358,700	414,500
44	231,600	254,800	295,400	322,800	360,100	415,800
45	232,700	255,800	296,800	323,800	361,800	416,900
46	234,200	256,800	298,200	325,200	362,800	418,000
47	235,500	257,800	299,800	326,600	364,300	419,200
48	236,800	258,800	301,300	328,200	365,600	420,400
49	237,900	259,800	302,500	329,300	367,100	421,700
50	239,100	261,000	303,800	330,700	368,500	422,800
51	240,100	262,200	305,300	332,000	369,800	424,000
52	241,200	263,500	306,700	333,400	371,200	425,200
53	242,100	264,700	308,200	334,800	372,800	426,400
54	243,100	266,300	309,500	336,200	374,000	427,400
55	244,100	267,700	311,000	337,600	375,100	428,500
56	245,100	269,200	312,400	339,000	376,300	429,600
57	246,000	270,700	313,400	339,900	377,400	430,800
58	246,900	272,400	314,600	341,200	378,400	431,300
59	247,700	273,900	315,800	342,400	379,400	431,900
60	248,700	275,500	317,300	343,700	380,400	432,300
61	249,800	276,900	318,400	344,900	381,000	432,900
62	250,800	278,500	319,700	345,800	381,800	433,400
63	251,700	280,000	321,000	347,000	382,600	433,800
64	252,700	281,400	322,300	348,300	383,500	434,300
65	253,600	283,000	323,600	349,400	384,200	434,900
66	254,500	284,500	324,900	350,700	384,800	435,300
67	255,700	286,000	326,200	351,900	385,600	435,600
68	256,700	287,500	327,600	353,000	386,300	435,900
69	257,600	288,800	328,300	354,000	386,900	436,300
70	258,700	290,300	329,400	355,000	387,500	
71	259,900	291,800	330,500	356,200	388,200	
72	261,100	293,200	331,400	357,300	388,900	
73	262,500	294,400	332,700	358,100	389,600	
74	263,800	295,800	333,500	359,200	390,100	
75	265,100	297,200	334,600	360,300	390,700	
76	266,500	298,500	335,800	361,500	391,200	
77	267,500	300,100	336,900	362,200	391,600	
78	268,600	301,400	338,100	363,000	392,200	
79	269,900	302,600	339,300	363,800	392,700	
80	271,200	303,900	340,500	364,500	393,000	
81	272,300	304,600	341,600	365,100	393,300	
82	273,300	305,900	342,700	365,600	393,800	
83	274,400	307,000	343,700	366,200	394,300	
84	275,500	308,200	344,900	366,800	394,600	

85	276,400	309,300	345,800	367,400	394,900
86	277,400	310,600	346,800	367,900	395,400
87	278,500	311,800	347,700	368,500	395,900
88	279,600	312,900	348,700	369,000	396,300
89	280,500	314,200	349,800	369,500	396,600
90	281,400	315,400	350,600	369,800	397,000
91	282,400	316,700	351,400	370,400	397,500
92	283,500	317,900	352,200	370,900	397,900
93	284,500	318,700	352,800	371,200	398,300
94	285,500	319,400	353,400	371,700	
95	286,400	320,100	354,100	372,200	
96	287,400	320,700	354,700	372,500	
97	288,300	321,400	355,100	373,100	
98	289,100	321,800	355,600	373,600	
99	289,700	322,400	356,100	374,100	
100	290,600	323,100	356,500	374,600	
101	291,400	323,500	357,000	375,200	
102	292,200	324,100	357,400	375,700	
103	293,000	324,700	357,900	376,200	
104	293,900	325,300	358,300	376,600	
105	294,600	325,800	358,600	377,200	
106	295,100	326,200	359,100	377,800	
107	295,600	326,700	359,500	378,300	
108	296,100	327,300	359,800	378,800	
109	296,300	327,700	360,300	379,400	
110	296,600	328,100	360,900	379,800	
111	296,800	328,400	361,400	380,300	
112	297,200	328,700	361,900	380,800	
113	297,500	329,100	362,400	381,400	
114	297,700	329,500	362,900		
115	298,100	329,900	363,400		
116	298,400	330,200	363,800		
117	298,700	330,400	364,200		
118	299,000	330,700	364,600		
119	299,400	331,100	365,100		
120	299,800	331,300	365,600		
121	300,100	331,500	366,000		
122	300,500	331,800	366,600		
123	300,800	332,100	367,100		
124	301,200	332,400	367,600		
125	301,400	332,600	367,900		
126	301,600	333,000			
127	301,900	333,400			
128	302,300	333,600			

129	302,500	333,800				
130	302,800	334,000				
131	303,200	334,400				
132	303,600	334,600				
133	303,800	334,900				
134	304,100	335,300				
135	304,500	335,700				
136	304,900	336,100				
137	305,100	336,400				
138	305,400	336,800				
139	305,800	337,200				
140	306,100	337,600				
141	306,300	337,900				
142	306,700	338,300				
143	307,100	338,700				
144	307,400	339,100				
145	307,600	339,400				
146	307,800	339,800				
147	308,100	340,200				
148	308,500	340,600				
149	308,700	340,900				
150	308,900	341,300				
151	309,200	341,700				
152	309,500	342,100				
153	309,900	342,400				
154	310,100					
155	310,300					
156	310,700					
157	311,000					
158	311,300					
159	311,600					
160	311,900					
161	312,300					
162	312,600					
163	312,900					
164	313,200					
165	313,600					
166	313,900					
167	314,200					
168	314,500					
169	314,900					
再任用 職員	235,100	258,800	266,100	276,400	293,000	330,200

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

高等学校等教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	159,000	204,200	264,300	333,900	422,300
	2	160,500	205,900	266,700	336,100	424,100
	3	162,100	207,500	269,000	338,400	426,000
	4	163,600	209,100	271,300	340,600	427,700
	5	165,300	210,800	273,900	342,900	429,200
	6	167,200	212,500	276,300	345,100	430,800
	7	169,100	214,100	278,600	347,400	432,700
	8	170,900	215,600	280,800	349,700	434,600
	9	172,700	217,300	283,100	351,700	436,400
	10	174,900	219,200	285,500	353,800	438,300
	11	176,900	221,000	287,900	356,000	440,200
	12	179,000	222,900	290,200	358,100	442,000
	13	181,000	224,400	292,600	360,300	443,800
	14	183,200	226,300	294,800	362,400	445,700
	15	185,500	228,300	296,800	364,400	447,500
	16	187,700	230,200	298,800	366,400	449,500
	17	190,100	231,900	301,100	368,200	451,200
	18	192,700	234,700	303,700	370,100	453,000
	19	195,200	237,400	306,300	372,200	454,800
	20	197,800	240,200	309,000	374,200	456,700
	21	200,300	242,800	311,500	376,000	458,300
	22	202,100	245,700	314,100	378,000	460,000
	23	203,800	248,300	316,500	379,800	462,000
	24	205,500	251,100	319,300	381,700	463,700
	25	207,100	253,600	321,900	383,300	465,400
	26	208,500	256,200	324,300	385,000	467,000
	27	210,100	258,700	326,600	386,800	468,700
	28	211,600	261,200	329,000	388,800	470,200
	29	213,100	263,800	331,200	390,600	471,700
	30	214,700	266,200	333,200	392,500	473,000
	31	216,300	268,500	335,400	394,500	474,400
	32	218,000	270,600	337,600	396,500	475,700
	33	219,500	272,900	339,700	398,200	476,900
	34	221,200	275,100	341,900	400,000	477,600
	35	223,000	277,300	344,100	401,600	478,300
	36	224,700	279,500	346,200	403,400	479,000
	37	226,100	281,800	348,400	404,600	479,600
	38	228,000	283,900	350,600	406,200	
	39	229,800	285,900	352,800	407,600	
	40	231,600	287,900	354,900	409,000	

41	233,300	289,900	357,000	410,700
42	235,000	292,400	359,100	412,200
43	236,600	294,800	361,200	413,500
44	238,200	297,300	363,300	415,000
45	239,800	299,400	365,300	416,700
46	241,200	302,000	367,400	418,000
47	242,400	304,400	369,300	419,500
48	243,700	307,200	371,300	421,100
49	245,200	309,600	373,200	422,900
50	246,700	312,100	375,000	424,300
51	247,900	314,600	376,900	425,900
52	249,400	317,100	379,000	427,400
53	250,800	319,400	380,800	429,200
54	252,000	321,600	382,600	430,700
55	253,400	323,700	384,500	432,300
56	254,600	325,900	386,100	434,000
57	256,000	328,100	387,600	435,500
58	257,100	330,200	389,300	437,000
59	258,300	332,300	391,000	438,200
60	259,500	334,400	392,700	439,500
61	260,900	336,600	393,900	440,700
62	262,100	338,800	395,400	442,000
63	263,500	341,000	396,800	443,300
64	264,600	343,200	398,100	444,500
65	266,000	345,100	399,500	445,800
66	267,500	347,300	400,800	447,000
67	269,100	349,400	402,200	448,200
68	270,800	351,700	403,600	449,400
69	272,300	353,700	404,900	450,700
70	273,700	355,700	406,300	451,900
71	275,100	357,700	407,700	453,100
72	276,600	359,700	409,000	454,300
73	277,800	361,600	410,300	455,400
74	279,200	363,500	411,800	456,100
75	280,600	365,300	413,200	456,600
76	281,900	367,300	414,500	457,100
77	283,300	369,100	415,700	457,600
78	284,500	370,800	417,000	
79	285,700	372,600	418,300	
80	286,900	374,200	419,700	
81	288,100	375,700	421,000	
82	289,400	377,200	422,300	
83	290,600	378,800	423,300	
84	291,800	380,200	424,500	

85	292,900	381,300	425,700
86	294,100	382,700	426,900
87	295,300	384,200	428,200
88	296,500	385,400	429,200
89	297,700	386,700	430,300
90	298,800	388,000	431,300
91	300,100	389,300	432,300
92	301,300	390,600	433,300
93	302,000	391,900	434,300
94	303,000	393,000	435,100
95	304,100	394,400	435,900
96	305,400	395,600	436,700
97	306,400	397,000	437,500
98	307,500	398,000	437,900
99	308,500	399,100	438,300
100	309,600	400,200	438,700
101	310,600	401,100	439,200
102	311,700	402,100	439,500
103	312,800	403,200	439,800
104	313,800	404,300	440,100
105	314,400	405,000	440,400
106	315,300	406,000	440,700
107	316,200	406,900	441,000
108	317,000	407,800	441,200
109	317,900	408,600	441,400
110	318,300	409,500	
111	318,700	410,300	
112	319,200	411,200	
113	319,800	411,800	
114	320,200	412,500	
115	320,700	413,200	
116	321,200	413,900	
117	321,900	414,500	
118	322,400	415,000	
119	322,800	415,400	
120	323,300	415,800	
121	323,800	416,200	
122	324,200	416,500	
123	324,700	416,900	
124	325,200	417,100	
125	325,800	417,300	
126	326,100	417,600	
127	326,400	417,900	
128	326,700	418,100	

129	326,900	418,300			
130	327,300	418,600			
131	327,600	418,900			
132	327,900	419,100			
133	328,100	419,300			
134	328,300	419,600			
135	328,500	419,900			
136	328,800	420,100			
137	329,100	420,300			
138	329,300				
139	329,600				
140	329,900				
141	330,100				
142	330,300				
143	330,600				
144	330,800				
145	331,100				
146	331,300				
147	331,600				
148	331,900				
149	332,100				
150	332,300				
151	332,600				
152	333,000				
153	333,200				
再任用 職員	235,000	278,000	307,200	335,800	420,600

備考 1 この表は、次に掲げる者に適用する。

- (1) 高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舍指導員及び実習助手
- (2) 県立の中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師のうち、当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校に兼ねて勤務を命ぜられた者

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

中学校・小学校教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	159,000	175,300	264,300	293,500	412,000
	2	160,500	177,400	266,700	296,200	413,500
	3	162,100	179,600	269,000	299,100	415,000
	4	163,600	181,800	271,300	301,800	416,500
	5	165,300	183,800	273,900	304,300	417,900
	6	167,200	186,100	276,300	306,800	419,400
	7	169,100	188,300	278,600	309,200	420,900
	8	170,900	190,600	280,800	311,700	422,500
	9	172,700	192,900	283,100	314,200	423,900
	10	174,900	195,800	285,500	316,900	425,400
	11	176,900	198,500	287,900	319,700	426,800
	12	179,000	201,200	290,200	322,600	428,100
	13	181,000	204,200	292,600	325,200	429,400
	14	183,200	205,900	294,800	327,200	430,900
	15	185,500	207,500	296,800	329,300	432,300
	16	187,700	209,100	298,800	331,600	433,700
	17	190,100	210,800	301,100	333,900	434,900
	18	192,700	212,500	303,700	336,100	436,200
	19	195,200	214,100	306,300	338,400	437,500
	20	197,800	215,600	309,000	340,600	438,800
	21	200,300	217,300	311,500	342,900	439,900
	22	202,100	219,200	314,100	345,100	441,100
	23	203,800	221,000	316,500	347,400	442,400
	24	205,500	222,900	319,300	349,700	443,800
	25	207,100	224,400	321,900	351,700	445,100
	26	208,400	226,300	324,300	353,500	446,300
	27	209,900	228,300	326,600	355,300	447,300
	28	211,300	230,200	329,000	357,300	448,400
	29	213,000	231,900	331,200	359,200	449,700
	30	214,600	234,700	333,200	361,000	450,500
	31	216,200	237,400	335,400	362,800	451,300
	32	217,900	240,200	337,600	364,700	452,200
	33	219,300	242,800	339,700	366,200	453,100
	34	220,900	245,700	341,800	368,000	453,600
	35	222,600	248,300	343,900	369,700	454,100
	36	224,200	251,100	346,000	371,500	454,600
	37	225,500	253,600	348,100	373,500	455,100
	38	227,200	256,200	350,100	375,000	
	39	229,000	258,700	352,100	376,500	
	40	230,700	261,200	354,000	378,200	

41	232,200	263,800	355,800	379,500
42	234,000	266,200	357,600	380,900
43	235,600	268,500	359,400	382,300
44	237,200	270,600	361,200	383,900
45	239,000	272,900	363,000	385,200
46	240,500	275,100	364,700	386,800
47	241,800	277,300	366,200	388,400
48	243,100	279,500	367,900	390,000
49	244,500	281,800	369,300	391,400
50	245,900	283,900	370,800	392,900
51	247,400	285,900	372,500	394,500
52	248,600	287,900	374,100	395,900
53	249,900	289,900	375,500	397,100
54	251,300	292,400	377,000	398,400
55	252,600	294,800	378,600	399,500
56	253,800	297,300	380,100	400,700
57	255,100	299,400	381,600	402,100
58	256,400	302,000	383,000	403,300
59	257,500	304,400	384,500	404,500
60	258,700	307,200	385,700	405,900
61	260,100	309,600	386,600	407,100
62	261,300	312,100	387,800	408,100
63	262,500	314,600	389,100	409,500
64	263,400	317,100	390,200	410,800
65	264,400	319,400	391,100	412,100
66	265,700	321,600	392,300	413,200
67	267,300	323,700	393,300	414,400
68	268,700	325,900	394,500	415,500
69	270,300	328,100	395,700	416,500
70	271,900	330,200	396,700	417,800
71	273,400	332,300	397,800	419,000
72	274,900	334,400	399,000	420,200
73	276,100	336,600	400,100	420,800
74	277,400	338,800	401,200	421,600
75	278,700	341,000	402,300	422,400
76	280,000	343,200	403,400	422,900
77	281,300	345,100	404,300	423,200
78	282,400	346,900	405,200	423,600
79	283,700	348,800	406,300	424,000
80	284,900	350,700	407,300	424,400
81	286,200	352,500	408,100	424,700
82	287,100	354,300	408,900	425,100
83	288,400	356,000	409,600	425,500
84	289,600	357,800	410,400	425,800

85	290,500	359,200	411,200	426,100
86	291,400	360,900	412,000	426,500
87	292,400	362,400	412,700	426,900
88	293,400	363,900	413,400	427,200
89	294,600	365,200	414,000	427,500
90	295,500	366,600	414,700	427,900
91	296,400	368,000	415,200	428,200
92	297,200	369,400	415,900	428,400
93	297,700	370,900	416,300	428,600
94	298,400	372,300	416,800	
95	299,100	373,600	417,100	
96	300,000	374,800	417,400	
97	300,800	375,800	417,700	
98	301,600	376,800	418,000	
99	302,400	377,900	418,300	
100	303,100	378,900	418,500	
101	304,000	379,800	418,700	
102	304,500	380,800	419,000	
103	305,100	381,800	419,300	
104	305,600	382,800	419,500	
105	305,800	383,700	419,700	
106	306,200	384,500	420,000	
107	306,500	385,400	420,300	
108	306,700	386,400	420,500	
109	306,900	387,200	420,700	
110	307,100	388,200		
111	307,400	389,300		
112	307,700	390,300		
113	307,900	390,900		
114	308,100	391,800		
115	308,300	392,700		
116	308,600	393,600		
117	308,900	394,500		
118	309,200	395,200		
119	309,500	396,000		
120	309,800	396,800		
121	310,000	397,400		
122	310,200	398,200		
123	310,500	398,900		
124	310,800	399,600		
125	311,000	400,300		
126		401,000		
127		401,500		
128		402,100		

129			402,800			
130			403,400			
131			403,900			
132			404,400			
133			404,700			
134			405,000			
135			405,300			
136			405,700			
137			406,000			
138			406,300			
139			406,600			
140			406,900			
141			407,200			
142			407,500			
143			407,800			
144			408,100			
145			408,300			
146			408,600			
147			408,900			
148			409,100			
149			409,300			
再任用 職員		226,300	274,800	302,200	329,000	410,500

- 備考
- この表は、中学校、小学校及び義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（高等学校等教育職給料表の適用を受ける者を除く。）に適用する。
 - この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別記第 2

一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例

第 5 条第 2 項の給料表

号給	給料月額(円)
1	334,000
2	370,000
3	398,000